

令和4年3月定例会

令和4年3月10日（木曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（13名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
7番 阿部恭平議員	8番 松田收作議員	9番 丹野貞子議員
10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員	12番 細矢誓子議員
13番 漆山光春議員		

欠席議員（0名）

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局 長
嶋田 愛 総括主任

齋藤 淳 議事係 長

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町 長
真木吉雄 監査委員
真木秀章 総務課主幹
宇野 勝 まちづくり推進課長
堀米清也 健康福祉課長
佐藤晃一 商工観光課長
今部憲治 上下水道課長
鈴木淳子 学校教育課長

河内耕治 副町長
後藤 浩 防災・危機管理監兼
総務課長
牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長
矢作 勲 税務町民課長
増川 仁 農林振興課長併
農業委員会事務局長
須藤俊一 都市整備課長
岸 康彦 会計管理者兼
会計課長
秋場弘昭 生涯学習課長

◎ 議事日程

令和4年3月10日（木） 午前9時開議

議事日程第3号

日程第1 一般質問

日程第2 議案の審議、採決

議第19号 河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定について

議第21号 河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第23号 河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第24号 河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議第25号 河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第26号 消防団員の出動報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

議第11号 令和4年度河北町一般会計予算について

議第12号 令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算について

議第13号 令和4年度河北町西里財産区特別会計予算について

議第14号 令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について

議第15号 令和4年度河北町公共下水道事業特別会計予算について

議第16号 令和4年度河北町介護保険特別会計予算について

議第17号 令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について

議第18号 令和4年度河北町水道事業会計予算について

日程第3 予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託

休 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第3号のとおり

◎ 開 議

あります。

午前9時

○漆山光春議長 日程第1、一般質問を行います。

○漆山光春議長 おはようございます。

本日の欠席通告議員はありません。

ただいまの出席議員数は13名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりで

一般質問の時間は、答弁を含めて60分です。終了5分前に振鈴で知らせ、60分で打ち切ります。

本日は、1番岡田桂司議員からであります。

1番岡田桂司議員の一般質問を行います。

「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） おはようございます。
一般質問をいたします。

「田んぼダム」の活用による水害対策の実施についてであります。

令和2年7月の豪雨災害では、最上川、寒河江川、古佐川、楨川をはじめ、町内を流れる多くの河川が氾濫し、道路、田んぼの冠水、家屋が浸水被害に遭われました。水害の恐ろしさを身をもって体験された皆様に改めてお見舞いを申し上げます。

また、復旧にご尽力いただいた国、県当局はじめ、町の職員の方、関係者の皆様に感謝を申し上げますとさせていただきます。

12月22日の厚生文教で、河北町（押切、吉田地区）治水対策に関する説明と、溝延地区治水対策に関する調整会議の資料の説明を受けました。

無堤防区間には新しく堤防を築き、古佐川、法師川は堤防のかさ上げや川幅の拡大で最上川からの逆流（バックウォーター）で道路、田んぼの冠水、家屋の浸水がならないように、設計になっておりました。一日も早い完成を望むものであります。

さて、町報2021年11月1日号の6ページに、「田んぼダム」で水害対策が載っておりました。甚大な被害を受け、いよいよ田んぼダムに取りかかるかと期待をして読ませていただきました。

その内容は、このような豪雨災害に対応するため、本年3月に「最上川水系流域治水プロジェクト」が公表されたところですが、その中で、農地、農業用施設を活用した防災・減災対策として、田んぼダムが位置づけられています。田んぼダムとは、田んぼがもともと持っている水をためる機能を利用し、大雨の発生時、一時的に田んぼに雨水をためることで、排水路や河川に流れる

水の量を少なくすることで洪水被害を軽減する取組です。

排水ますに調整板等を設置することで、田んぼダムからの排水を人為的に抑制するもので、材料費も安価で、簡単に設置できるのが特徴です。

河北町内では、農林水産省の多面的機能支払交付金を活用し、一部の地域で田んぼダムを実施しています。田んぼダムをさらに普及推進することで、近年甚大化する大雨被害への防災・減災対策の一つとして効果が期待されていますと載っております。田んぼダムの紹介なのかなと私は受け取りました。

次に、その下のほうに書いてあるんですが、このシステムは、これはIT、ICT、スマート農業での田んぼの水管理をするシステムです。スマートフォンで各田んぼの水門を遠隔操作で開閉できるシステムで、農家の水管理に係る能力の省力化が期待されています。また、大雨時には、田んぼに水をためる田んぼダムの機能を備えていて、水害の軽減だけでなく、豪雨時の農家の見回りを減らす、事故防止の効果も期待されています。実証実験は来年度まで行われますと、こう出ています。

ちょっと読ませていただいたんですが、実証実験は来年度もありますとか様々と載っているんですが、町は田んぼダムの水害対策にこれからどのように取り組むのかなどは、ちょっと私には見えませんでした。具体的な計画や、具体的でなくても、今後、このいろんな組織と協議をして何か進めるんだというふうに最後に載っているのかなと私は思っておりましたが、ただ、私取ったのは、ご紹介だけみたいな感じです。町の進むところがちょっと見えませんでした。

無堤防区間の築堤は、令和7年、または河川改修も含めると令和9年までかかると聞いています。今年も異常な気象変動によって、令和2年7月のような水害が襲うかもしれません。少しでも水害の被害の軽減を図るのであれば、田んぼダムの活用を急ぎ実施すべきではと考えます。

質問要旨の1として、町は田んぼダムの活用をどのように考えているかをお伺いいたします。

次に、田んぼへの水かけの現状についてです。土地改良区の第40回通常総代会の理事長の挨拶の中に、施設の維持管理や水の管理についても、これまでとは違った状況になっております。農業の担い手が少なくなり、ぎりぎりの状態で農業に携わっているため、水のかけ流しが多く見られます。下流の方々が水の対応に苦慮しているが、どのようにすればよいか分からないという声が時々あります。このことについては、他の農業団体と一緒に呼びかけを行っていきたくて考えておりますというふうに、挨拶文の中であるわけですが、私は、水管理が正しく行われていなければ田んぼダムにはなりませんし、やはりこの辺からも、しっかりと話し合いをしていかなければならないのではないかなと思います。

質問要旨の2として、現状認識と課題をどのように把握しているかをお伺いいたします。

質問要旨の3として、田んぼダムを活用して水害被害の軽減を図る対策として、幾つかの提言をしたいと思っております。

一つに、排水ますの調整板、材料費も安価で簡単に設置できるとある。全町の田んぼに無料で配布してはいかがでしょうか。

また、水系ごとに地図に落とし、把握してもらい、要するに地域の農地・水の、今で

いう多面的機能支払交付金の組織の中とか、実行組合とか、様々な組織の中に把握してもらって、自分の田んぼがどの水系、例えばこの水は楨川に流れるんだと認識してもらって、早く言えば、その川ごとに色別で地図に落とすというふうなことも必要なのではないかなと思います。

水系ごとの協議会を持ったり、水害の軽減を図るため、下流地域だけでなくみんなと一緒にやって取り組むことが大切なのではないだろうかと思います。早急に進めるべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

災害はいつ来るか分かりません。災害を少しでも軽減するなら、力を合わせてやっていかなければならないと思います。

再質問を留保して終わります。

○漆山光春議長 1番岡田桂司議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 おはようございます。

1番岡田桂司議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項の、田んぼダムの活用を実施することで内水被害の軽減を図ることについて申し上げます。

まず1点目、田んぼダムの具体的な活用をどのように考えているのかという点について申し上げます。

近年の気象変動による水害の激甚化、頻発化により、これまで河川管理者が取り組んできた治水対策に加え、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、あらゆる関係者の協働による対策とする「流域治水」へと転換し、市町村では、氾濫をできるだけ防ぐ対策等に取り組むこととしております。

その中で、水田の貯留機能を活用した田んぼダムによる雨水流出抑制効果が期待され

ております。町といたしましても、令和2年7月豪雨災害を踏まえ、田んぼダムは水害を軽減する治水対策として有効であると考えており、令和3年3月の最上川流域治水協議会で策定いたしました「最上川水系流域治水プロジェクト」の中でも、町としても取り組むこととしたところです。

広報かほく令和3年11月1日号では、田んぼダムの機能効果を広く町民の方に理解していただくため、町内の一部地域で取り組んでいる事例を紹介させていただいたところです。

また、各地域で組織されております多面的機能支払交付金事業の活動に対しましては、令和3年10月下旬に、田んぼダムによる治水対策を推進するテキストを配布し、周知を行ったところでございます。

防災・減災の取組として、田んぼダムの効果に期待しているところであり、具体的な活用のためには、耕作者の理解、協力を得ることが、普及拡大の一番の鍵になると考えております。大雨の予報が出た場合、農家の方々が多くの水田に対処しなければならないことや、排水ますなど、既存構造物の改修が必要になることなどの課題もございます。

県におきましては、令和4年度からの新しい事業として、「やまがた田んぼダム推進事業」、この中で取組の拡大に向けた推進組織の設置、営農への影響を回避するための排水調整板に関する技術的な検討、貯留機能の効果検証などの事業を行っていくこととしております。

町といたしましても、活動組織の代表者会議などを通して、この取組について周知を行い、どのような構造、仕組みであれば、耕作者の理解、協力が得られるかなど、県と協議し、関係機関と連携しながら取り組んでい

く必要があると考えております。

2点目の水管理の現状の認識、課題などをどのように把握しているかについて申し上げます。

水田の水管理につきましては、水稻の生育に応じたかん水が必要となります。現状としては、5月の田植え期や、8月の出穂期にかけ流しが見受けられ、下流の水田に用水が届きにくいといった現象が起き、用水配分において不公平が生じるなど、管理体制が課題とされております。水のかけ流しにつきましては、限られた水量を有効利用するため、極端なせき止めはしないなど、適切な水管理について、農業用水を管理している土地改良区が毎年周知しているところでございます。

また、先ほど申し述べましたが、営農への影響を回避するための排水に関する技術的な検討も課題となっております。

3点目、田んぼダムを活用した水害被害の軽減を図る対策について申し上げます。

ご提案の1つ目、資材の無料配布についてでございますが、田んぼダムについては、現行制度の多面的機能支払い交付金事業で取り組むことが可能であり、尻水口の補修や排水調整装置を設置することができますので、この点、周知に努めてまいります。

2つ目の水系ごとの把握であります。本町は農地のほとんどが基盤整備済みの地域であり、用排水の施設管理者は土地改良区となっております。土地改良区では、各地区の推進協議会とともに用排水系統を取りまとめておりますので、多面的機能支払交付金事業の活動組織とともに取組ができるよう、協議調整してまいりたいと考えております。

3つ目、水系ごとに協議会を持ち、下流域だけでの取組だけでなく、上流地区の方々

と一緒に取り組むべきとのご提案でございますが、重要なご指摘であると受け止めております。多面的機能支払交付金事業の活動組織に田んぼダムの機能強化を周知し、防災・減災意識の醸成を図りながら、課題の整理と対応について、活動組織全体で取り組んでいただけるよう、土地改良区と十分連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 昨年の10月の末ですが、吉田神社に行く機会があって行ったところ、水はどの辺まで上がったんですかとお聞きしました。そうしたら、社殿の畳の上ということで、畳を全部交換したと言うんです。周りを見ました。こんなに水が上がったのかと。水がいっぱい張っている頃には、いろんな視察等で見たんですが、何もなかったところでの水位を見た場合、これはすさまじいものだなと。要するに、その水位は、最上川の土手、最上川の水位と同じ高さにあるのかなというまで思いました。これではやはり、築堤、そして法師川、古佐川の改修が7年、9年となっておりますけれども、それまで同じようなことが来たら、また同じようになるのではないかなと、そのときに思いました。何とかさんなねというので町でもいろいろやって、下釜の排水ポンプとか、様々なことが今、対応なされているわけですが、我々でできるものと考えたときに、やはり田んぼダムは活用しなければならぬのではないかなというふうに、ここで大きくまた思ったところであります。

あと、去年の4月十日日だったか、根際地区の人からちょっと言われて、そして言い

ました。というのが、古佐川にゲート、水門があるんですが、根際からアスファルトになっている農道来ますと。そして、最初に見たときは、ここにも古佐川から水の取入口があるのかなと一瞬思ったんですが、逆で、いろんな、要するに287沿いのほうから来る田んぼの排水が古佐川に入るゲートでした。ところが、そのゲートから約100メートル上に、要するに落差工があって、それは1メートル以上あるわけですが、その落差工と同じ平らになっているんです。そのために、水が出ていかない。そこに、排水路に水がだぶりとたまっている。田植えできないのではないかなというので、農家の人たちがいろいろしました。都市計画のほうにもお願いに行ったり、県のほうにもお願いに行って様々した、そういうこともありました。電話で推進協議会の会長のほうから、なかなか難しく7月頃になるみたいだというふうに。でも、結果的にはきれいにさせていただきました。それを見ても、やはりきちんとしたものが出ないと、なかなか難しいのかなと。

そこで、排水にいっぱい流れないように、やはり田んぼダムできちんと管理するというのも大切かなと思ったところであります。

そういうさなかに、田んぼダムの対策、水害の対策をとということが出たものですから、やる気あるのかなと思って見たところが、やはり、今町長の回答にもありましたけれども、まずはご紹介して、それからやっていくんだということであります。

この田んぼダムの出たのに対して、何か町民の方、農家の人から、何か意見等がもらわれていますか。ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 多面的機能支払交付金につきましては、町内で12の組織から活動していただいているところでもあります。令和2年の7月豪雨でもかなり被害を受けまして、農家のほうも相当のダメージを受けて、今現在に至っているところでもあります。

その中で、多面的機能支払交付金で行っている事業と、併せて実行組合で行っている堰払いなどについて、重要性が再認識されているというようなこととお伺いはしているところでございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 私は、今多面的機能と言いましたけれども、一番最初、平成19年から始まったんです。そのときは、19年ぐらい、このときは、農地・水保全向上対策といって、最初は土地改良区も一緒にやっていただいた経過がありました。私そのときに実行組合長をやったもんですから、地区の副会長、そして、この前30年までは、天満の町の地区でやったんですが、西里が一本化にしたいということでまとまった経過があります。それまで、私12年間、農地・水に関わってきました。

それでするので、いろんな排水、それから用水の草刈りとか様々やった中で、自分の地区の田んぼの地図を持っています、そしてみんなでここは、今回協調して何かしましょうとかという。あと、基盤整備除外地が結構あったもんですから、やはり堰払いのときに、水路を確保するのに泥上げをしなければならぬということがあって、その農地・水でU字溝の設置をずっと、12年間、それ以上やってきたんですが、そのときの経過を見てもみますと、やはり、いかに水の流れると、それから出ていくのをずっと管理するというのは、本当に大変だと思ってお

ります。そんな中で、我々仲間からすると、その地域で田んぼダムをするんだったらどうなるんだろうと、私考えました。この地図を見ていると、こことこことここに7人ぐらい配置してずっとやっていけば、2時間で終わるのではないかなんて簡単に最初は考えました。

でも、そうはいきません。今、町長からご答弁ありました、多面的機能支払交付金の各組織の幹部の方に、テキストを町のほうで参考のためにお渡ししたということです。私、昨日答弁書をいただいて、テキストを見たことがないと思って、即見せていただいたんですが、私が今回一般質問する内容をかなり考え直さなければいけないというくらいまで衝撃を受けました。こういうものですが、この中に書いてあるのは、やはり農家の田んぼのことを思い、また、耕作者の日常の仕事の中でいかにしてうまくやるかということが載っていました。

これでちょっとお聞きしたいんですが、ちょっと戻るんですが、町報にも出ました、いろんな遠隔操作でやる畑中地区で今いろいろ検討しているという部分ですが、自動で水門、水を上げたり何かするというのは、1基どのぐらいするんですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 モデル的にスマート農業の水管理を行うということで、農研機構、畑中地区で実証実験を行っているところでもありますけれども、モデル的な事業でありますので、まだ普及していないということもありまして、1基20万円ぐらいはするというようなところになってございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） それを見ていると、やっぱりスマート農業とか様々な部分ではす

ばらしいなと思いました。代表者からこのようにしたんだといってスマートフォンを見せていただいて、遠隔操作というのを見せてもらいました。すばらしいなと、もうこんな時代かというふうに思いました。

でも、見ていると、田んぼダムの機能をきちんとするというのわけですから、ではそれは尻水口も全部遠隔操作でできるわけですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 そのような実験を行っているというようなことで、尻水口もできるというようなことで、そのような実験を行っているということでお伺いはしていたところです。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 私が今思っていたのは、入り口、水口だけで、尻水口はまた新たに機械を買わなければならないわけでしょう。では、現実に田んぼダムにするには、尻水口をどのようにしているんですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 それはスマート農業の実証的な実験ということで、現在の普通の田んぼでございまして人間が行わなければならないというようなことで、河北町が基盤整備を行っているところでありますけれども、広報で紹介したような尻水口の基本的な調整板が完全にできるような状態では、今現在多くの田んぼではなっていないというような状況だと思っております。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） そういうスマート農業の中では、やはり尻水口も今から遠隔操作となっていくんだろかなと思っています。

あと、ここの中に出ているのは、南部地区の紹介が出ています。南部地区で調整板

云々と出ていますが、南部地区の調整板と申しますか、調整板をやるのに1つの排水ますが必要なわけですか。お話を聞くと、その南部地区の排水ますは、コンクリート製ではなくてプラスチックとかと、いろんな話も聞きますが、普及率というか、南部地区ではどのくらいになっているんですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 普及率については、具体的にはまだ詳細についてはちょっとこちらで確認はしていないところではあるんですけども、具体的にそんなに多くはないというようなことで話は聞いております。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 私がこれを質問するに当たって、北谷地の知り合いにちょっと電話をしてお聞きをしました。いや、農地・水だよと。調整板、みんなから、欲しい人ということで注文を取ったんだと。結構安いからと、何ぼするのと言ったら、2,000円から3,000円ぐらいでないかということでした。でも、詳しくいろいろ調べていくと、北谷地が最初に、ただ調整板があっただけでは、土に差して簡単にできるわけではないわけですから、必ず排水ますと申しますか、ものが必要。どんな形にしるそういうものが必要になってくるというわけですので、それも北谷地の場合は、そのほかはもう全部完備になっているというふうな状況なんです。一つの話聞いていくと、基盤整備が遅かった分、何かそれをやったという人と、それから、あえてそれをやるために農地・水で仕入れたというんですが、課長、その辺詳しく分かりますか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 平成26年から北谷地地区のほうでも基盤整備と

ということで、新たに行ったところでありませう。北谷地地区農業競争力基盤整備事業ということで、田んぼでいうと面積が45ヘクタールほど区画整理を行ったわけでありませうけれども、その事業というのが畦畔を取り除いて田んぼの区画を大きくするというようなところで行いました。それが令和3年までに終わるといふようなことで行っております。その中では、新吉田東地区のほうでは田んぼ面積が60アールということで大きくしまして、そこに多面的機能支払交付金で排水ますの設置をしたといふような事業を行っております。

また、平成29年からは引竜地区の農業競争力基盤整備事業ということで、これも県営で行っているわけでありませうけれども、そちらのほうは区画整理ということで、42.8ヘクタールほど行ったと。そちらのほうは40から50アールで、そんなに大きくはない区画になっておりますけれども、そのようなところでも集積ますを設置して、田んぼダムに取り組んでいるような状況にはなっているといふように認識しております。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 田んぼダムの昨日見させていただいた多面的機能支払の活動実践マニュアル7と書いてありますが、「田んぼダムで守ろう！地域治水で水害に挑む」と書いてあって、この中で、先ほども言いましたけれども、田んぼに水をためる、稲作といふか稲はどうするんだ。稲は関係ないといふのではなくて、稲をしっかりと守りながらと書いてあるんです。そして、町長の答弁にもありましたように、耕作者としっかりと連携を取ると書いています。私は、雨が降ったらみんなでやればいいのではないかと思ひました。それでいろいろ、時間的に、今やるんだと。そうすると最大限た

めることができるんだなんて私は考えておりました。

でも、これから教わったのは、それでは誰もついてこない。そのためには、やはり地域の人といふんな話をしながら、あとさつきありましたけれども、かけ流しをしても大丈夫な尻水口といふふうな、いふんな、何種類か出ているんです。それを見てちょっと考えが変わってしまいました。

例えばコンクリますがあつて、その中に落とし蓋みたいに、そこの中に直径5センチの穴が開いた。そして、通常、そこから水があふれると流れるわけですがけれども、それが5センチしかないものですから、どんどん雨がたまってくとそれ以上流れないわけですので、水、こう、止めているといふふうな一つの案があるんです。

ですから、いふんな施設、ますを、何をするにしても耕作者の話を聞いてしないと無理かなと。ただ単にこつこののがあつてよだけではなくて。そう考えると、ちよつとその辺が難しいかなと思ひます。どれがいい排水ますなのかといふことは、やっぱり耕作者が選ぶのか分かりませうが、その辺まで考えるといふとなかなか難しくなると思ひますが。ちよつと話が飛んで申し訳ないんですけれども、町長、その辺は、やっぱり聞いてからやらなければ駄目だと考えていますか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 答弁のほうでも触れさせていたいただきましたけれども、本当に田んぼダムの取組といふのは非常に大事なんだと思ひています。そういった意味で、流域プロジェクトの中でも位置づけさせていただいておりますけれども、2年の7月豪雨の後、田井・杉の下地区、溝延地区、押切・吉田地区、それぞれのところで区長さん方、あ

るいは自主防災組織の方、農家の方々も含めて、町の執行部、私も含めて話し合い、どんな課題があったかということでお話しさせていただいたときにあったのが、やはりいろんな情報伝達とかいろんな話があるんですけれども、やはり田んぼの基盤整備が進んできたことによって非常に、昔は自然体で田んぼに一時的にでもたまっていたものが、非常に営農的にはすばらしい用排水になったものだから、下流域に到達する時間がすごく早くなっているんだと。やはりそれは生産基盤の整備としてはそういうことでやってきて、それはそれで正しい事業として取り組んできたわけけれども、水害対策、内水被害ということであると、下流域に住む人方にとっては、やはり非常に水の流れが、田んぼからも含めて内水が集まるスピードが下流域に対して広がってくるというのは非常にやはり脅威で、やっぱりそこは農家の方々と地域の方々と一緒に、どういうことが考えられるのか。堤防だけの問題ではなくてそういうこともしっかり考えていく必要があるのではないかといいご意見もいただきました。それが私の田んぼダムに対する、そういう問題なんだということでも私も認識をして、この問題に向かっているつもりであります。

それで、先ほどご紹介申し上げました県のほうで、岡田議員おっしゃるように県のほうで、来年度、4年度から6年度まで3か年間、県内の7ブロックでそれぞれ2か所ずつ、つまり14か所実証地域を設けると。大体15ヘクタールくらいのエリアでやるんだと。

その中でやっぱり課題意識として持たれているのかが、一つは、今ある、やっぱり農家の方のメリット感というものをいかに認識していただくかと。つまり水田の貯留機能効果というのは、下流域で発現するわけ

ですから、取組農家のメリット感、取組の必要性というものについてどういう理解を図っていくかということが一つ。

あともう一つは、集落と農地の位置関係とか経路、それは各地域地域でばらばらですから、河川への流出のピーク、どういう流水のピークが出てくるかというのは、それぞれ差があると。したがって、地区ごとの詳細条件の把握が必要だと。

あともう一つは、一時的に田んぼにためるわけですけれども、ご理解をいただいてためた後、当然、できるだけ作物にその後、影響がないように、今度は排水するということも含めて、そういった、作物にどれだけ影響が少ない形で田んぼダムに取り組めるかということも非常に大事だと。

大きく言うと、この3つが課題となっております。そういった課題を解決するために、県内を7地域に分けて、それぞれ2地区、15ヘクタールぐらいのことで3か年でやっていくと。詳細はこれから進められていくんだと思いますけれども、そういった中で、実証の動向というものをウォッチしながら、注目しながら、あと、ワークショップとか、いろんな形で、農家の方々、土地改良区の方々を巻き込んだ関係者でのワークショップを開催していくと。要するに、みんなの理解を深めていくということが盛り込まれていますので、その県の事業に、河北町としても、これだけ被害が大きくなり、水害後のいろんな地域の話の中で出てきた懸案課題でありますから、この問題については、町としてもしっかり取り組んでいく必要があるというふうに考えているところです。そういった意味を含めて、先ほどの冒頭の答弁とさせていただいたところであります。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番(岡田桂司議員) ひとつ、その方向で頑

張っていただければなと思います。

何かこれをお聞きした後でちょっと言いづらく、だんだんなってきますが、課長にもちょっとお伺いします。

先ほど、畑中北谷地の尻水口のますほどのくらいになっているかと様々聞いたんですが、これ私のところは水の取入口も本当に簡単で、ただU字溝に溝が入っていて、そこに板を差して、くるっと回すと水が入るような状況なんです。尻水口なんていうと、もうみんな勝手にやっているという感じで、掘って、排水路のところに管をL字のやつを入れて、水がいっぱいになるとそこから流れるようにするとか、本当に単純なことです。そう考えますと、田んぼダムにするのであれば、やはりそこからいろんなますを、さっき言いましたように、いろんな種類があると思いますが、設置していかなければならないというふうになるわけですが、いろいろ勉強した中で、それはどのように進めたらいいというふうにお考えですか。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 今、町長のほうからもありましたように、令和4年度から山形県のほうでもやまがた田んぼダム推進事業を行っていくということもありますので、県と一緒にやりながらもありますけれども、町として多面的機能支払交付金の団体、あと実行組合、それぞれの各組織の方、あと土地改良区の方々も含めて、いろんな取組で話し合いも必要だというふうに考えております。こちらから一方的に押しつけるような形では、なかなか進まないものですから、耕作者のほうも、今農地面積が、担い手不足ということで集積しております。河北町であれば、大体6割ほどの集積率ということになっておりますの

で、裏を返せば、耕作者が少なくなって筆数が多くなっておりますので、耕作している方の負担も大きくなっていく話になりますので、そこをやっぱり話し合いを持って進めていかなければならないというふうには考えてございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番(岡田桂司議員) ぜひ早めに、こういう状況ですので、いつ災害が来るか分かりませんので、まずはいろんな耕作者、または農地・水関係者とか、いろんな、どんどん話し合いを進めていただければなと思います。

ここで、昨日いただいたテキスト、この中ですごく思ったのは、田んぼダムというのは、完全に水を止めて、そして軽減することなんですけれども、私考えていたよりも割と簡単で、水は流れると。でも減らすんだと。水かさがかがって下流のほうに上がったときのピークになる部分、ここにならないと大分違うという部分で、ここにならないための田んぼダム、それをピークカットといってあるみたいで、なるほどと。ここですると、ここまでならないかというんです。そんないろいろなシミュレーションというか、この中で言っているんですが、新潟大学、宇都宮大学の大学でシミュレーションの解析をやった。2019年に宇都宮市の田川が洪水になったときのシミュレーションをした結果、田んぼダムがないと、床上浸水が65.3ヘクタール、田んぼダムが実践すると床上浸水は38.5ヘクタール。要するに26.8ヘクタール、41%の減になっているんです。ということ半分近い。これはすばらしいことだなと思います。田んぼをちょっとせき止めるだけでこれだけの効果が出るということは、私はもう急いでやったほうがいいのではないかというふうにも思います。その手だては、やはり県でも国でもや

ろうとしているわけですから、率先して、話し合いから始めて、私はやるべきではないかなと思います。

この最上川水系プロジェクト、委員会です。いろいろいただいた資料の中で、氾濫はできるだけ防ぐ、減らすための対策という、この中で、この下のほうに書いてあるんですが、水田貯留、農業用施設を利用してのと書いてある。要するに田んぼダムです。あといろんな施設を使って止める。例えば、町の中であれば、雨水をいかにしてどこかで止めるというふうに、様々、細かくいろいろ出ております。これを一つ一つやることによって、下流の氾濫が防がれるのかなと。

また、もう一つ言いますと、河北町が推進する減災の取組であります。減災記録の中の5章の53ページに出ておりました。こんなにすばらしく、計画というか取組もうとしているんだと思って改めて感心したんですが、やっぱり流域、雨水貯留の機能の向上ということで、だっと書いてあります。やはりこれを一つ一つ、その中に多面的機能による田んぼダムの取組と出ているんです。であれば、もう皆さん大事だというふうに分かっているのであれば、まず、来年度とは言わずに、もう今年中にいろんな対策をやっていっていいのではないかと思います。町長から今説明も色々受けたんですが、町として、まず何から始めればいいのかというのが、ここにいろいろ書いてあるわけですから、実践的にやるには、もう待ったなしでやらなきゃならないと思うんですが、やろうとする気持ちはあると思いますが、いかがですか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 そういった意味で、非常に、いろんな技術的なこともありますし、理解と

いう部分と実証的な部分とあります。

そういった意味で、町としてこの問題にしっかり取り組んでいくということであると、やはりこの県の新規事業、4年から6年度を取組、これに何とか乗っていきたいなど。それで、町として関係者を一緒に、それを契機として進めるということが、技術的にも取組に近づく、スピード感を持って取り組む上でも大事な事かなというふうにも思っております。

そういった意味で、先ほど岡田議員から、流域ごとに、下流域、上流域、一緒になって取り組むような、そういった組織といいますか、その多面的機能の取組と、後で増川課長に答弁をしてもらいたいと思いますけれども、県内に流域というふうに考えると、やはり法師川、古佐川、そして榎川、あとは寺川、柏川、いろんな今回の水害がありました。そういった中でいうと、地区の方々いろいろな相談の中で、一気に全ての施設に全部というわけにはいかないかもしれないけれども、実証的意味も含めてということで、ぜひ流域の方々、榎川でやれるか、いや古佐川でやってみようとなるか、寺川でやってみようとなるか、そこは各関係者の方々と、農林のほうと事務的に、土地改良区の方々と調整させていただきながら、どこかからまず、上流域、下流域の方々の理解がベースに必要でございますので、そういった全体の取組というものをスタートできればいいなと思っております。

○漆山光春議長 「増川農林振興課長」

○増川仁農林振興課長併農業委員会事務局長 農林振興課としても、その多面的機能支払交付金を有効に活用しまして、田んぼダムについて令和4年度から本格的に取り組んでいきたいと考えています。

その上ではやっぱり話し合いが大変必要ですので、土地改良区を含めて農業関係団体と一緒にやりながら取り組んでいきたいということで、話し合いを重点的に行いながらやっていくことが必要ですので、そこを肝に銘じてやっていきたいというふうに考えてございます。

○漆山光春議長 「1番岡田桂司議員」

○1番（岡田桂司議員） 本当に気持ちがかつとするようなご答弁をいただきましてありがとうございます。

これ以上ぐたぐた言うと、また怒られそうでありますので、ぜひまた令和2年7月のような、起きないことを望むとともに、内水被害が少しでも軽減されるようにご努力をお願いしたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で、1番岡田桂司議員の一般質問を終わります。

ここで10時まで休憩とします。

休 憩 午前 9時51分

再 開 午前10時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、4番佐藤修二議員の一般質問を行います。

「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 今回は1つだけに絞りました、町長のお考えをお尋ねします。

冬の厳しさも日に日に和らぎ、日差しも随分暖かくなってきました。少しずつ春の訪れを感じる今日この頃であります。

春の訪れとともに待ち遠しいのが桜の開花です。日本中が桜の花見に家族連れあるいはカップル、あるいは会社職場などのグループなどで心を躍らせる桜の魅力です。桜は、春の象徴、花の代名詞として和歌や俳句をはじめ、文学全般において非常によく使用され、現在でも多くの音楽、文化作品

が生み出されております。

そこで、今回は溝延桜堤についてお伺いします。

全国的にも桜の名所はたくさんあります。日本中が桜によってにぎわいを見せることになります。県内でも、庄内では鶴岡公園、最上地方は新庄最上公園、山形の霞城公園、米沢の上杉城址公園などは有名であります。我が町を取り巻く近隣市でも、寒河江では長岡山、寒河江八幡宮周辺、村山市では東沢公園でバラと対峙する形で咲き誇ります。東根では白水川周辺、最近では堂ノ前公園が整備され、常設の店舗やトイレ、駐車場、遊具なども整備し、露店の店も何店か出るようになりました。

天童市では、舞鶴山入り口付近に大駐車場が完備され、愛宕沼周辺も周回できるように整備され、人間将棋のイベントなどを開催するなど、一大桜祭り会場になっております。今年の開催要項には、今話題の藤井5冠が2日目に対局することが決まり、3年ぶりの開催ですが、今まで以上のにぎわいが期待されます。最近では、花の山形、紅葉の天童の歌にあるように、紅葉の木を植え、愛宕沼親水空間から舞鶴山山頂付近までを結ぶ散策路を整備し、天童もみじ公園として車と歩行者を分け、安全に通行ができるようになりました。また、花もたくさん植え、春のみならず年間を通して愛される舞鶴山を目指しております。

本町の桜堤についても、もっと整備してほしいと願う町民の方も多いと感じます。これまで溝延地区の方々を中心に一生懸命取り組んで来ましたが、これまで以上に整備するのは、行政の力がなくては無理と感じます。溝延桜堤は、桜並木が長く続き、下に雄大な葉山を臨み、西には霊峰月山がそびえ立ち、そばには清流寒河江川が流れる、

他にない風光明媚な場所でもあります。このままではもったいない。ぜひ整備を図るべきと感じますがいかがでしょうか。町長にお尋ねいたします。

○漆山光春議長 4番佐藤修二議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 4番佐藤修二議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項、溝延桜堤についてお答え申し上げます。

質問要旨の町民が願う桜の名所にふさわしい整備を図ることについて申し上げます。

議員のご質問にもございましたけれども、春の訪れとともに華麗な花を咲かせる桜、これは日本人にとって最も身近にありながら特別な存在でもあります。

そういう中で溝延地区の桜堤でございますけれども、ご承知のとおり平成4年度から9年度にかけて、溝延橋上下流の寒河江川左岸の堤防にソメイヨシノを中心とした植栽事業を実施いたしました。

また、溝延桜堤の附帯事業として、地元からのご要望もあり、平成6年度には芝生広場を溝延橋上流に整備し、さらに8年度にはトイレや水飲み場を溝延橋から約100メートル下流に整備、さらに平成26年度には、駐車場を溝延橋下流に整備して、利用者の利便性の向上を図ってまいりました。

さらにその間、地元新聞社が提唱しております国・県・各市町村が協力連携して、母なる川最上川一帯での桜並木植栽を図る「最上川さくら回廊プロジェクト」も展開され、県内各地で桜植栽を通じた自然愛護とふるさとを慈しむ心が大きく育まれております。

議員読まれたかどうかですけれども、新年の新聞の中で、県内35の首長が最も好きな山、

今年は山の日になるというようなこともあって、そのアンケートがありました。私はそこに溝延橋から見る桜とその向こうに見える月山、これが私の最も好きな山ですという形でアンケートに答えさせていただきました。そういった意味で、町外にもいろんな形で紹介されて、町外からもいらっしゃっている。そういった意味で、本当に景観としては、桜、最上川、月山、まさに3点セットそろった、清流寒河江川と桜と、そして月山、3点セットのそろった眺望、これを本当に大事にしたいなと思っております。

その上でですけれども、桜の名所にふさわしい整備ということでございますけれども、「桜まつり・楽しく歩こう会」の地元実行委員会のご尽力もあり、桜の名所として定着し、町内外から大勢の方が現地にお越しいただいております。谷地のひな祭りと並び、河北町の春における代表的な観光スポットとして大きな役割を果たしてきましたし、これからも果たしていくものだと認識しております。

このような状況を踏まえまして、町では平成29年3月に策定しました都市計画マスタープランにおきまして、中長期的な基本方針として、寒河江川の溝延橋周辺を水辺レクリエーション拠点に位置づけ、河川環境の保全に配慮しながら、散策や親水などが楽しめる空間形成を図ることとしております。

コロナ禍の影響もあり、外出を控えた身近な外出やアウトドアの人気も高まっております。春のお花見シーズンはもちろんですが、サイクリングや秋の芋煮シーズンなど、幅広い期間の中で、本町の憩いの場として利用していただき、利用者の皆さんのニーズというものの的確に把握させていただきながら、皆様からさらに親しまれ

る本町の名所となるように、関係機関の方々と協議を行いながら整備の検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 誰が見てもきれいな桜で、すごい桜並木で美しい。町長もおっしゃったとおり、葉山と月山を望みながら清流寒河江川がある。すごくいいところで、県内外を含めて写真を撮りに来たりする方もいっぱいいるし、非常にいいものだと思うんですが、どうもやっぱり町民の目から見ると、もっと整備してほしい。車で行っての駐車スペースとしてはまだちょっとしづらいといえますか。それから、まだまだ、ほかと比較するわけではありませんが、何か物足りない感じがしているようであります。

そういう中で、せっかく桜がきれいだといっても、桜というのは、ご存じのとおり期間が短いんです、残念ながら。私はあそこで桜で始まりながら、やはり河川敷に花をいっぱい植えて、年間を通してのそういう整備を図るべきではないかと思えます。

例えば、天童でも桜祭りをやっておりますが、先ほど申し上げたとおり、紅葉を植えてもみじ公園にしました。それから花もいっぱい植えました。フラワーメイトというグループをつくって呼びかけをして、昨年の11月、7団体、約90人が集まって、1,100株ぐらい花を植えたそうであります。花の種類もいっぱい書いてありましたけれども、別にわざわざここで言うこともないんですが、ずっと花を、年間を通じていろんな花が見られる、そのようにして舞鶴山を桜の時期だけではなくて年間を通じて市民、あ

るいは訪れる方の憩いの場にしようという取組をしているようであります。それもすばらしいことです。

私も、ですから桜で始まりながら、そこからずっと年間を通じて溝延の河川敷がみんなに親しまれる場所になってほしいという意味では、やっぱりしっかり花を植えたり、いろんな整備をこれまで以上に図るべきではないかなと、このように思っているんですが、町長はいかがでしょう。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今、具体的にご提案をいただいて、舞鶴山周辺での通年でのいろんな、人を呼び込むための仕掛けづくりというようなことで、それについて、溝延の桜堤のほうでもというようなご提案をいただき、非常に貴重なご意見だと私も感じております。

やっぱり桜自体、短い期間で終わってしまうという中で、あそこの修景的には非常にいいスポットでもありますので、そうしたご意見なども踏まえながらですけれども、ただ、なかなか、今、ほかでも取り組んでいるように、行政単体で動くという部分もなかなか難しい面もありますので、その辺、いろんな仕掛けづくりの中で、町を盛り上げていく、そういった仕掛けづくりというのは町のほうが先頭切りながらになるかと思えますけれども、地元の方々も含め、今地元の方々も大変な思いの中でやられているという中で、現状も承知しているんですけれども、やはり行政単体でなく地域の方にもいろいろご提案申し上げながら、どういったやり方で、溝延地区の桜堤の周辺を盛り上げていこうかという部分については、いろいろお話をさせていただければ幸いかなと思っております。

大変貴重なご意見ありがとうございます。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) 町長、お尋ねしますが、町長は桜堤に行かれたことはありますか。あるいは、桜堤のイベント、お祭りに行かれましたか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ここ2年ですか、残念ながらちょっと見送らざるを得ないということですが、町長に就任してすぐの桜の時期に参加させていただき、あそこを三泉の方面に向かって散策し、地域の方々と一緒に楽しませていただきました。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) そこに行って、町長は何か感じませんか。これで十分、100%満足と思いますか。それとも、もっとこうすればもっといいところになるとか、もっと人が寄れるようになる、まだ手を加えようがある、いろんな、そこを見て町長として思うことはありませんか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 あのときは本当に、先ほどの答弁でも申し上げましたように、改めて見て素晴らしい眺望だなということで、こういったイベント、地域の方々の盛り上げの中でやられてきている。それで、多くの参加者の下で散策もして、いいイベントになって、定着して行ってほしいし、これからもっともっと地域の行事として進んでもらえばということでありました。

その後、議会の場でも、地域の方々のイベントに対する取組のいろんな課題であったり、そういったいろんな課題もある中で、私としては、観光スポットというところも当然それだけの魅力がある眺望ですから、意識していかない手はないと。先ほど言いましたように、ひな祭りと時期的には接近しているところからスタートするわけです

から、やはりあそこを大事にしていきたいなという思いはありますけれども、やはり今、須藤課長からもありましたけれども、行政としてというか、首長として、何とか観光スポット、あるいは地域のいろんな憩いの場として、もっともっと親しまれる地域として魅力アップしたいという思いはありますけれども、やはりそこは地元の方々と一緒に、やっぱりその熱意というものがあって継続できていくんだと思っております。

そういった意味で、今回のご質問も含めて、先ほど答弁のまとめのほうで申し上げましたけれども、関係者、関係機関の方々と十分協議しながら、こういった、優先順位もあると思います。まず駐車場とか水洗い場とか、順次やっていますけれども、いろんな制約があるようで今の配置になっているようです。もっともっと河川管理の中ですから、自由にできる土地ではありませんので、あと関係機関というのは管理している河川管理者ということにもなります。そういった意味で、地元の熱意、そして取組、そういったものと、あと河川管理者との調整、そういったことも含めながらしっかりやっていく必要がある部分だなと思っております。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番(佐藤修二議員) 町長の地元を大切にす、地元というお気持ちは分かります。しかし、地元の方がここまで育てて頑張ってやってきたんですが、これ以上もっと大きいものに育て上げるには、やっぱり町の桜祭り、町のイベントとしてという意識を持たない限り、もっともっと大きくならない。要するに、ホップ、ステップ、ジャンプで言えば、桜の木を植えたホップから、地域の人が歩いたりいろんなイベントをしてス

テップ、それをジャンプするのはやっぱり行政なんです。町全体でやっていかなければ、ジャンプにならないです。それをぜひ町に望みたいと思います。

天童の桜以外の花の話もしましたけれども、もう一つ、山、天童と寒河江の間に流れる立谷川のシバザクラが、皆さんも見られたかと思いますが、すごくきれいです。ここもそもそもは不法投棄とか何とかで河川が汚されて汚いところに、嘆いた田所さんという方がお一人で、とにかく県に申請して、許可を得てシバザクラを植えていったということから始まって、あれだけすごいシバザクラの名所をつくった。名所をつくと、きれいだからカメラを持っていろんな人が写真を撮りに来る。写真を撮りに来るうちに、だんだんと子供たちも集まるようになる。そうしたら今度は露店の店も出てくると、だんだんだんだん膨れ上がって名所ができて、うちの町、うちの桜堤ももっともっとやっぱり手をかけていかなければならないと思うんです。そうでないとホップ、ステップ、ジャンプになっていけない。もったいないんです。町長言うとおりに、町長はよく分かっている。私も葉山、月山、清流寒河江川がある中で桜堤、もう最高です。どこにでも誇れるものです。

でも、まだまだ整備されていない部分がいっぱいあるのではないかなと。せっかくですから、やっぱり花を植えましょうと。花を植えて、桜の時期だけではない、都市計画でつくっているマスタープランにあるようなものにしていかなければならない。それには、やっぱりただ桜が咲いてあと終わりではなくて、その後もやっぱり見るものが必要。桜、いろんな花を、いろんな種類を植えて、何年かかけて花畑すると、土地

はいっぱいあるわけですから、あそこは。そうしてやることは私は大事なことでないかなというふうに、今以上に大きくステップアップしてほしいと思うんですが、いかがですか。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 今、地元を中心にして人を呼び込むというような仕掛けづくり、やっぱり今課題として、人が高齢化、あるいはマンパワー不足という部分では、これまでも何度かお話がございました。

そうした中でも継続した名所としてのイベントづくりといいますか、大きなものにつくり上げるという部分は、一定程度観光的な考え方も秘めた中で進められるかどうかというような検討も図らないと、なかなかそうした今のイメージ、私もイメージを今持ちましたけれども、そうしたものには育たないのかなという部分がございますので、その辺も含めて、十分検討しながら今後進めていかなければならないものだと思います。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 再質問がありますので、ここから町の計画、プラン等の、教育、子育て、スポーツ、ここを見ますと、第2次河北町教育振興計画というのがあります。ここの、ちょっとお待ちください、まだまだ使い慣れていないものですから申し訳ないです。ここの主要施策、14、地域の教育力を高める活動の推進というのがあります。その中の具体的な取組の中に、地域の人々と連携し、地域の自然や歴史、伝統文化などの資源を活用した体験の機会などを子供たちに提供するとともに、地域に根差した情操教育をと、こういうのがあります。

どこの地区にも結構花に詳しい人がいたり、教えてくれる地域のリーダー、地域の先生。

子供たち、せっかく溝延にあるわけですから、溝延の活動として地域の人と溝延小学校の子供たちとで、そういう河川敷に花を植えましょうなんていうのも、こういうことで生かされるのではないかなと思うんですが、本当は教育長にお尋ねしたいところではありますが、今日は教育長がいらっしゃらないし、指導主事もいらっしゃらないから、学校教育課長でいいかな。ではお願いします。

○漆山光春議長 「鈴木学校教育課長」

○鈴木淳子学校教育課長 今回ご提案いただいた件に関しましては、教育長が本日不在でございますので、持ち帰って相談させていただけたらと思います。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） ぜひ子供たちにも参画させていただいて、子供たちが地域をつくっていく、子供たち自らが自分たちでこの地域力を高めていくという、すばらしいことだと思うので、ぜひそのように頑張りたいと思います。

都市計画課長からも、花を植えるということについては少し賛成みたいな、前向きにという感じに受け取らせていただきまして、ところで、うちの町でもやっている協働のまちづくりという事業もあるわけです。そういう、例えば天童のフラワーメイト、あるいは立谷川の花さかじいさんというグループが、管理したりいろいろやっているようですが、そういう地域の人たちと行政と一緒にあって、そういう花を植えたりしながら、地域づくりやまちづくり、観光資源の一つを担うということも、協働のまちという観点で私はすばらしいことではないかと思うんですが、協働のまちづくりの担当の方はどう思われますか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 協働のまちづくりの趣旨としてはそういったことも可能であるというふうには考えます。

ただ、地域の連携というこういった中で、ぜひ、協働のまちづくりという趣旨の観点からいけばそういったところになるかと思っています。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 行政は、例えば苗を買ったりする部分は費用がかかりますので、行政にお願いしなければならないんですが、やっぱりそうやって植えて地域の魅力をアップしていくのは、やっぱりボランティアや地域の人たちとやって、協働のまちづくりとして取り組むということも、私は大事な、地域を思う心、町を思う心の町民のそういった気持ちを育てていくということで大事なことではないかなと思うわけであります。

ところでちょっとサイドブックの中からもう1点。

総合計画の中の第8次総合計画。残念ながら、この溝延の桜堤のことについては、具体的などころには全然ないようであります。基本計画の中にも第4章、新たな魅力を発信しにぎわいのあるまちというのがありません。ここに現状と課題、その中に、やはりより一層町内への観光客の呼び込みが必要という中で、年間を通じてまちの魅力をつくっていくというのがあります。新たな、あるいは基本施策の中に新たな観光、物産、資源の開発というのがあります。新たな観光、せっかくあるんだから、もっともっと、やっぱりそういう意味では観光につながるようにあそこをやっていくという観点で、やっぱり年間を通じて桜から始まり、ずっときれいな花が咲き誇るようなところというのが、私は魅力あることにつながって

くのではないかと思うんです。今までのお話の中で、これは第8次総合計画には具体的には桜堤のことは載っていないんですが、これは今第8次を審議しているわけではありませんから、これはこれでいいです。

しかし、これも後期計画でまた見直しがあります。3年ごとにローリングして、また見直しもあります。ぜひもっとしっかり力を加えて、溝延桜堤を年間通じての大きな、町としての観光資源という捉え方でホップ、ステップ、ジャンプしてほしいと、このように思うんですが、町長いかがでしょうか。その部分については町長に。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 いかにかこの町に人を呼び込むか、情報発信も含めて、また、新たな魅力づくりも含めて、これは非常に大事なテーマであります。

一つ、今はコロナ禍の中でインバウンドが停滞しているわけですが、全国的な人の流れもありますけれども、やはりそういう中で町外から、そしてさらにはインバウンドを見据えた取組として、やはり花であるとか、雪であるとか、そういった資源というのは、非常に外国の方々には特に受ける切り口だという話も観光関係者あるいは旅行関係者からも伺っております。

そういった中で、本町にも足がかりはあるというところをベースに置きながら、それをいかに広げていくか。それは、思いをいかに形にして、そこにつながっていく人たちの取組に広げていくかということが肝であります。ハードの整備だけでいくものではありません。まさに、植栽にしても、やはり河川アダプトとか、いろんな住民活動、最上川フォーラムとかいろんな市民団体、県民レベルでの環境団体の取組等もあります。そういった中で町民の力、そしてそう

いった取組という中では、町村の枠を超えた活動団体もあります。

そういった意味で、広域的な観光の視点ということもありますし、町としてももちろん非常に重要なテーマだということを念頭に置きながら、そういった思いをどこからどういう形で形にして、そこに切り込んでいくのかと、そういうアプローチをしっかりと見定めて進める必要があると思います。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） ぜひいろいろ頑張してほしいと思います。

ちょっと今から勝手なことを申し上げますが、町にあるその他のものとのコラボというものもあるかと思っています。小野川温泉辺りで話題になったのは、冬の間にかまくらをつくって、かまくらに入って、かまくらからラーメン屋さん等に注文してラーメンが食えるというようなことでありましたが、非常におもしろい取組だと思います。

河北の溝延桜堤、年間を通じて花を植えて年間を通じて人が集まるようになれば、そこに肉そばでも何でも配達できるようにして、そこで肉そばを食べるとか、あるいはうちの町、例えばすぐそこにもクラッカーさんとかだとフルーツサンドなんか、今話題になっていますし、子供さんはチョコバナナを。そこに寄って買って買って、あそこでみんなで家族で楽しむとか、いろんなことが私は考えられると思うんです、整備していけば。あるいは、動物園のウサギを連れて行って、ちょっと広めの囲いに放して、そこで子供たちと戯れる、あるいはポニーと戯れる。1日、思い切って自然のところに連れてくると、動物ももしかして生き生きして喜ぶかもしれない。そういったこととのコラボや、町にあるいろんな資源をコラボしながら、そういったものを

捉えていけば、もっともっとまた魅力あるものになるかと思えます。

また、これからワインが始まります。こういう小さい樽があるそうですので、朝日町のあんな1,000人も集まるようなワインまつりまではいかなくても、50人、100人ぐらいあるワインまつりもできるかもしれませんし、町の資源、たくさんある資源の中で、いろんなコラボをしながら、魅力あるものにあそこを作り直していくということが、私はおもしろい取組になるかなと、このように思うのでありますが、それに至っては、例えば天童でもすぐ今のような形であったわけではありません。最初には、やっぱり市民の声を聞いたんです、何を望んでいるか、どういうものにしてほしいかと。やっぱりそこに時間をかけると。

例えば溝延小学校の子供たちが、どんなふうな整備をすれば、みんなあそこで遊んでくれるのというふうなことを聞けばいろんな答えが返ってくるだろうし。例えば高齢者の団体にお伺いすれば、最上川のほうにはグラウンドゴルフ場があるので、パークゴルフというんですか、旗を立てるところではなくて穴が開いたところとするゴルフ、それがいいのではないかとか。それだって、河北町にはないですけども、例えば川西にはあるらしくて、県外からもそこにいろいろ来るらしいです。私も宮城県の方から、この間、去年行ったよと、パークゴルフで行ってきたよという話も伺いました。そういうことも、いろんなところから、まずは町民はどんなものが欲しいのか、どんな整備をしてほしいのか、これをまず聞くことから始まるかと思えます。

あと、我が町には一夜限りの動物園、あそこのお祭りがありました。かほく地域創造青年会議というこの組織も、議長が都合

悪くて、私が総会に赴いたことがあるんですが、みんなやっぱり何というか、意欲に燃えています。すごい人たちです。ここにどんなものをとということを開きかければ、いろんなアイデア、いろんな考えが出てくるのではないかと私は思います。

こういった町民の声をまずは聞くことから始まると思います。これから、基本構想づくりをして、どっちみち今すぐ整備しろなんて私は言わないです。まずはその足がかりを何年かで町民の願いを、町民の欲しいものをまず集約する、聞く。そして、それを形に構想をつくっていく、基本計画をつくる。そこから始まると、やっぱり数年かかります。そうすると、今回の第8次になくても、その次の後期計画あたりにはやっぱりしっかりした形で盛り込める、そのための時間はまだあるわけでありますので、あるいはローリング方式で3年ごとに大体見直していきますから、その間にずっといろんな広聴活動をやって、町民のみんなの願いが何なのかを知ることから始めて、それをそういう形にしていくと。それにはやっぱり時間をかけていいと思うんです。今すぐ私は計画を見直せというわけではないです。その先に、しっかり計画を立ててやるということを考えたらいかがかなと思うんですが、どうでしょう。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 ちょっと桜堤からちょっと離れるんですけども、あえて答弁申し上げさせていただければ、町民の方々のいろんなご意見を伺いながら町政に反映すると、これは本当に大事なことだと思います。そういった意味で、8次総合計画については、町民会議も設置させていただいて、総合政策審議会の委員の方々の意見だけではなくて、様々な方々からの部会を開いて、本当

に一生懸命参加していただきました。単なる思いにとどまらず、どういうアイデアを持ち、どういう切り口で、どういう形で進めたらいいのかというようなことも、様々なご意見をいただきました。

やっぱりそういった、これから8次総合計画を進行管理していく上でも、その視点は大事だと思いますし、そこはまさに協働のまちづくり、町の魅力づくり、やっぱり行政だけの思いでできるわけではありませんし、やはり町民の方々の欲しいものもあるでしょう。やりたいこともあるでしょう。やっぱりそういうことも、何が欲しいという観点だけではなくて、そういう中で自分たちは何をやっていきたいのか。そのために町に何を望むのか。そして自分たちはどう参画していく、そこにどう支援してほしいのか。そういったところもしっかり反映できる町政運営というものは常に頭に置きながら進めていければとは、日々考えております。

○漆山光春議長 「4番佐藤修二議員」

○4番（佐藤修二議員） 今回の町長の施政方針にも3つの柱。その一つに、子供たちに夢をとというのがあります。子供たちのみならず、町民に夢を与えるのも町長の仕事かなと思いますので、今僕は桜堤周辺にもちよくちよく行くんですが、通るんですが、やっぱり何となくまだ未整備というか、中途半端な感じがします。ぜひ町民の意見をいろいろ聞く機会をつくり、それを集約した中で基本構想をし、地域の人がそこまで育ててきた桜堤をより一層大きな町のイベントとして誇れるようなものにしてほしいと。ホップ、ステップ、ジャンプで、ジャンプは行政が関わらなければできないと、このように私は思っています。

もちろん地域の方も協力はするでしょう。

地域と町と一緒にあって、ぜひ一番最初に話したとおり、葉山、月山、清流寒河江川という中で最高のいい風光明媚なところで。写真コンテストなんかもやったらいいのではないのでしょうか、町独自で。町長賞、議長賞とかいろんな賞をあげて、町にはあげられる商品になる物がいっぱいあります。肉そばもありますし、いろんな物がたくさんあります。ずんだ餅なんていうものもあります、缶詰の。いろんな物があります。そういう機会にぜひ、風光明媚で最高のロケーションということをアピールするようなイベントもぜひやってほしいです。

このところはコロナでちょっとあれだったんですけども、アフターコロナということで、ぜひ写真コンテストなんかはそれでもできるのではないかと思いますし、そういう人たちと、写生会、子供たちの絵や大人も入ってもいいですけども写生会とかいろんなことができるかと思うんですが、そういったことを一つ一つ取り組みながら、ぜひもっと大きく育ててほしいと。そして、年間を通じてそこが憩いの場になるようにしてほしいということを願って、私の質疑、まだちょっと時間はありますが、終わりたいと思います。そのことについてはお答えは要りません。どうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で、4番佐藤修二議員の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩とします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時59分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、8番松田収作議員の一般質問を行います。

「8番松田収作議員」

○8番（松田收作議員） それでは私から一般質問を始めさせていただきます。

一般質問の前にですけれども、11年前の3.11、2時46分の東日本大震災を11年後のあしたに控え、そして一般質問をさせていただきます。そしてまた、3.11東日本大震災並びに一昨年（2020年）の4月の河北町におけるあの豪雨の災害、そしてまた昨年からのコロナウイルスによる病気の災害、これに関して、本当に執行部職員、そして町民の皆様方の本当に病気に対する自身の命、さらにまた健康をも顧みず、河北町民の命を守るためご尽力いただきました町長をはじめ執行部、そしてまた議会、そして町民の皆様に対して、真摯に敬意と感謝の気持ちを述べさせていただきますと思います。本当にありがとうございます。

それでは、これより私からの一般質問をさせていただきます。

私は、平成17年、私の地区の区長時代から最上川の洪水に夜、吉田、押切並びに溝延地区の災害を目の当たりにして、時の復旧復興の政治活動に、私自身の全身全霊で取り組んでまいりました。

そこで、今回も最上川本流と県管理河川の改修に向けた取組を取り上げてみたところでございます。

質問事項の1は、押切吉田地区の築堤の整備状況と今後の予定を伺いたいと思います。

押切吉田地区並びに溝延の地区の方々は、最上川のあの本流の中の土砂を石灰処理して、築堤後の材料にすると聞いております。この計画に沿って築堤が完成したとき、これまで、あの河北町の押切吉田地区並びに溝延地区の何百年にも及ぶ洪水の心配から解放される喜びの様子が目に浮かぶようでございます。

質問要旨の1は、最上川本流の河道掘削の

状況について、まずお伺いしたいと思います。

河道掘削により発生した土砂を、現在、347号国道の東地区に、土地開発公社の特段の協力により搬入していることは聞いておりますが、あの場所だけで築堤のための土砂は量的に間に合うのか。また、仮置場から築堤にいつ頃までに使えるようになるのか。今後の予定をまずお伺いします。

質問要旨の2は、花ノ木地区の仮置場の問題点について伺います。

このことについては、前にも一般質問でいただいた経緯があります。しかし、実は30年ほど前になりますが、あるA精工の撤退問題があり、あの地区全体の方がむしろ旗を掲げ、役場にデモ行進したことがありました。その数、78人おったそうです。その後、あのA精工の撤退は完了しましたが、地中に鉛や重金属が残っていることが判明しております。その後、詳細な土壌検査の実施と地下水の調査等を実施していますが、あの地区の実施と、まだいまだ解決に至ってはおりません。

そんなことが尾を引き、今回の仮置場に反対の声もありました。しかしながら、あの地区の好意ある方々、河北町何百年の大計に水を差してはならんという大目的を掲げ、賛成の方々の大きな声が大勢を占めております。

私は今回、あの跡地の土壌を除去することが、あの地区の全員がまとまることだと確信しております。それについては、若干時間がたってしまったなということはありませんけれども、様々な問題はありますが、地域を反対賛成で割るようなことよりも、そういう悩みをみんなで持ち合わせて、一丸となってあの地区をよくする方向へ進めてもらいたい。こんな思いで、今一般質問を

させてもらいました。

質問要旨の3は、最上川の築堤と県管理河川の関連整備の今後を伺いたいと思います。

最上川築堤は国交省関連、県管理の河川管理は県管理となっております。最上川築堤は国交省、県管理河川は県河川課と工事関係機関も違い、工事期間も工事方法も違うので、地域住民の方々にも懇切な説明をお願いし、地権者や地域の方々の最大の協力が得られるよう配慮していただくことを願い、再質問を留保し、私の一般質問を終わります。

○漆山光春議長 8番松田収作議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 8番松田牧作議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、議員からは、3.11を明日に控える中での災害、そして本町として2年7月の豪雨、それからの復旧に向けたということで、私からも関係各位のご理解、ご協力に感謝申し上げる次第であります。また、私ども執行部にも過分のお言葉を頂戴し感激しているところでありますけれども、まさにこれからという時期でございます。しっかり取り組んでまいりたいと思います。

初めに、ご質問の押切吉田地区の築堤の整備状況、今後の予定についてお答え申し上げます。

まず、1点目の最上川本流の河道掘削の状況でございます。

現在、国土交通省では、令和2年7月の豪雨による水害、気象変動による近年の水害の激甚化・頻発化に備えまして、最上川流域においてあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減する目的で、令和3年1月に取りまとめられた最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクト、また、同年3月

の最上川水系全域に及ぶ最上川水系流域治水プロジェクトが公表されていることはご承知のとおりでございます。

この緊急治水対策プロジェクトで位置づけられた治水事業、これは国、県、市町村が連携して河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水池改良などを集中的に実施し、全体の事業費を約656億円、事業期間は令和2年度から令和11年度とするものであります。本町関係の治水事業としましては、大久保第2遊水池の改良、押切地内の堤防整備、溝延地内の堤防整備、この3事業が明記されました。令和3年度から地元説明会や調査設計等が進められております。また、今年度から氾濫をできるだけ防ぐため、水位低下を目的とした河道掘削等が施工されております。

国土交通省によりますと、令和3年度の大規模災害関連事業として、河北橋近隣の上流域を5工区に分けて河道掘削工事が発注されております。そこで発生した掘削土については2次改良を施し、築堤のための活用土として築堤現場への搬出、また、事業の見込まれる最上川無堤区間の堤防躯体盛土材として、本町を含む周辺部への一時仮置き等が行われております。今年度中の完了が見込まれております。

今後の予定でございますけれども、交通省では本年度の大型補正による河道掘削工事の追加配分がございまして、令和4年度の河道掘削工事として進めたい事業箇所もあるようでございます。詳しい情報は今のところございませんが、町としても河道掘削の推進が図られるよう、関係機関との連携によって、引き続き国への要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の花ノ木地区の仮置場の問題について申し上げます。

先ほど申し上げました最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトでは、掘削土を堤防整備の堤防躯体盛土材として利用する計画となっております。町では、国から、最上川に接する市町村に土砂の仮置場確保について協力の依頼を受けました。関係各課による調整会議を開催し、協議し、町の土地開発公社に協力を依頼することといたしました。

土地開発公社では、緊急理事会を開催し、善良な管理と注意をもって管理に当たることを使用許可条件に承認したところであります。仮置場は、花ノ木工業団地国道347号東側の分譲地約1万7,000平方メートル、使用許可は令和8年3月までの期間と設定しております。

なお、周辺地域住民と花ノ木工業団内企業への周知として、最上川堤防整備と花ノ木地内に堤防躯体盛土材を仮置場とすることについて説明をさせていただいているところであります。

また、土砂の搬入については昨年12月から開始されておりまして、仮置場では重機でのり面を整形した上で防草シートで保護し、盛土天端には砂利敷きを施すほか、隣接する企業との間には目隠しフェンスを設置するなど、周辺環境等に配慮した搬入が進められております。

3点目の最上川の築堤と県管理河川の関連整備の今後について申し上げます。

先ほど申し上げました緊急治水対策プロジェクトの位置づけにより、押切吉田地区の堤防整備については令和3年度より調査設計を行い、令和3年12月26日には、地元に対して説明会が実施され、その説明内容については、12月22日の厚生文教常任委員会で報告をさせていただいているところであります。

ご質問の、最上川の築堤と県管理河川の関

連整備の今後に関する詳細は、その資料に基づき申し上げるわけでございますけれども、国直轄で行う事業予定スケジュールといたしましては、最上川本川に関しましては令和4年度から令和6年度までに用地調査、用地補償を実施し、最上川本川の築堤整備について、用地関係者のご協力をいただきながら令和5年度から着手し、令和7年度末までに完成を目指す考えとなっております。

また、最上川本川の築堤に合わせまして国が実施する古佐川及び法師川の堤防強化事業、これも一体的に進めることになっておりますけれども、これにつきましては、令和6年度より用地補償に着手し、令和9年度末までに築堤といえますか、堤防強化の完成を目指す考えであります。

あわせまして、県事業で築堤整備を予定する古佐川、国直轄でやるところの上流側になりますけれども、令和3年度末までに、河川整備計画の変更手続を完了し、令和4年10月頃を目途に関係者への事業説明会を実施し、その後計画的な築堤整備に向けた取組が図られると承知しております。

本プロジェクトが着実に実施されるよう、地元築堤促進協議会との連携を図り、国、県、関係市町と協働し、総力を挙げて事業推進に努めてまいります。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。

再質問に入ります。

「8番松田収作議員」

○8番（松田収作議員） 大変有意義な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

それでは私から、まず質問要旨の1番と3番を大体合わせての質問になりますけれども、本流の河道掘削の状況、ただいま聞きました。これは、今仮置場に指定している

ところにおいても、大体河北町分として間に合うのかな、大体築堤するに際してと、そういう素朴な疑問も持っております。

それから質問要旨の3番目と一緒にありますけれども、最上川の築堤と県管理河川の関連事業ということで、先刻この説明会に私も同意しましたのでいいです。溝延地区のほうの築堤よりも大体完成は遅れるなどという見通しはしております。何せ県管理の古佐川の改修をした場合、橋だけでも4本を架け替えしなければならないというような、築堤、いわゆる土砂を搬入する、それだけの工事だったらまた違いますけれども、橋を架け替えする、いわゆる堤防を高くするためにやっぱり橋の長さが短くなるから、これは当然なことかと思えます。橋の架け替え工事なんていうと、これは大変な予算も使いますし、大変な工事にもなりますので、若干少々遅れるということをお聞きし、地区の方々からもお話をさせていただきました。

こういう難事業なんだから何としても、地区の方々の話をさせていただきますと、平成17年から始まっているんだから、何だっておらほが遅いなんていうのはちょっと、間に合わない、馬脚に合わないというような質問もいただきました。でも、こういうことだからよというようなこととお話したところ、大体皆さん納得していただける方向になっていると思います。大変いい結果です。これにつきましても、本当に土地開発公社をはじめ、河北町の一大決心というか、お聞きし、感謝申し上げているところです。今後とも、押切吉田地区のみならず、溝延地区の築堤関係に関してもますます力を注いでいただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思えます。

本当に感銘し感動しております。今後とも

この気持ちを、この声を大きくしていただき、一日も早い築堤の完成をお願いしたいとまず思っております。

それから、若干少々のあれはありますけれども、まずはあの場所である築堤、仮置場、今回指定していただいた国道の東側、新吉田の火葬場の脇のあの場所だけで、果たして河北町分が間に合うのかどうか、ちょっと心配しております。私もこの件に関しましては、問題が出た折に、溝延の野球場に何とか、あそこなら広いしというようなことで申し上げた経緯がございますけれども、あの場所に関しましては、熱海の土砂崩れがあった直後だったので、大変危ないからということで、あそこしないというような答えもいただいております。これはやっぱりしようがないことだなと思って。

しかし、あの国道の東側だけで果たして河北町分が納得いくのかなあと。1町2市の火葬場の上と両方足しても、たしか3万か4万ぐらいかなと。国道の西側にしたときは、あそこだけでも約5万立米なんていうような話もいただいていたので、本当に間に合うのかな、間に合わない場合はどうするのかなどという疑問も持っております。その辺はいかがお考えなのか、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 押切吉田地区並びに溝延地区双方とも、今先行してやっております河道掘削、国のほうの一定程度搬出された土を利用するというようなことでやって、そこで掘削した土のみで地区で整備を行うという考え方は、まずございません。あくまでも出た部分は再利用で活用したいというだけの話であって、間に合う、間に合わないかというよりは、一定程度補充して、足りない部分はまた別な考え方で対応する

というような考え方のようです。

そういった中でありますので、まずは河道掘削先行でやっていますけれども、今河北町のみならず、周辺部各所に置場などもご提供、ご協力、国のほうで依頼をいただいた中で進められているということです。河北町のほうでは今は斎場のほうの置場と花ノ木工業団地に置かせていただいております。あわせて天童のほうの下水道の処理の施設のほうにも、乱川のほうですけれども、そちらのほうにも仮置きを今実施しております。

今年度の発注分、国土交通省の寒河江出張所のほうでは5工区分発注していますけれども、その部分として約20万立米が掘削土として発生するだろうと。既にその部分の一部分については、ほかのほうの築堤整備の盛土材のほうに、村山地域、村山市のほうでも活用されています。残った分は今仮置き状態ですけれども、今後、押切吉田地区、あわせて溝延地区についてはまだ調査の段階で、まだ設計のほうも、具体的にどれだけのボリュームが必要かという部分まで数字もまだまとまっていませんので、恐らく私が思うにはそれだけでは足りないだろうなというようなことであります。

具体的な数字は、今から詳細設計の中で固まった中で、もし足りなくなる場合は、それは掘削土だけでない、ほかの土を購入してでもやるというような考え方で臨まれるんだと思われま。

○漆山光春議長 「8番松田収作議員」

○8番（松田収作議員） 大体のあれは。河道掘削と、材料にするその土砂ということに関してはそういうことで、大体、完全納得とまではいきませんが、あれしております。

それでは、私の再質問をしたいと思ひます。

先ほど1番議員の岡田先輩から、田んぼのというような、ダムというようなことで、これも本当に心配して、やっぱり町民のあれを心配していただいているんだなということで、大変感動、感銘しております。やはり田んぼダム、これも災害に何とか対処できるようにというようなことでやっていただいて、本当に河北町民、オール河北でこの災害、土砂災害並びに未曾有の災害、これをなくしていく努力をオール河北でやっっていかなければならないということは、私も大いに賛成するところでございます。

さて、ただいま課長からの質問で、河道掘削の量に関してのあれは、大体了解いたしました。

先ほどは、私1番と3番、いわゆる質問要旨のというようなことでしたけれども、最上川の築堤と県管理河川の関連整備、これに関してちょっと、今まだお答えいただけていませんでしたので、これをまずもう一度ご答弁お願いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 12月22日、地元には12月26日に説明会が開催されまして、その資料については皆様、まず所管の委員会を含め、皆さん全議員のほうに資料を配付しております。その資料のほうに記載のとおりでございますけれども、ここで工程表が載っています。

まず、先ほど町長答弁でもありましたけれども、押切吉田地区のまず最上川本線の築堤整備に向けた動きでございますけれども、令和4年から6年度までが用地調査と用地補償、これは国直轄のものです。あわせて最上川本線の築堤整備、本体整備です。そちらのほうも国直轄でやるわけですけれども、そちらのほうは令和5年から7年度までで終了したいと、目途だということです。

あと、あわせて国のほうで事業を行う最上川合流地点からある程度バックウォーターの影響がある部分については、県の管理河川でありますけれども、国のほうの事業で事業を実施するというような内容でございますが、それに関しては古佐川、法師川、作業スケジュールは今のところ予定は同じなんですけれども、令和6年度から用地補償に着手しまして、令和9年度に事業完了したいということです。

あと、あわせて、今法師川のほうにつきましては、ひなの橋が国直轄で河川に添架を行うというような方向がありますけれども、そこから上流部のバックウォーターの影響の部分については、県のほうが事業主体となって事業を行うというようなことで作業スケジュールを皆様にお示ししております。

その作業のほうは、それも先ほど町長お話ししたとおりですけれども、今年度3月をもって河川整備計画の変更見直しの手続を行っています。新年度、令和4年度から具体的な調査、測量調査などを行って、できるならば新年度、令和4年の10月頃を目途にして、関係者のほうへ事業の説明会を行いたい。そうした中で、今後の作業スケジュールなんかについても説明があるのかなというような状況でありまして、それ以上の深い詳細の部分、我々のほうもまだ分からないという状況です。

○漆山光春議長 「8番松田収作議員」

○8番（松田収作議員） 丁寧な説明ありがとうございます。

ここでちょっと私が疑問に思ったんですけども、実は県管理河川の整備でございますけれども、最上川本流と大体同じような形ですというようなことでございますけれども、ここで一番心配なのが、最上川と県管理に入る古佐川に入るところの工事を

いつ頃やるのか。水位が上がれば一番最初に災害が発生するのがあの場所なんです。最上川の県管理。私は押切地区の方々とのいろいろな話をしてですけれども、あの場所を最大限一番早くやっていただきたいという要望を聞いております。

町のほうではこの要望聞いていませんか。私はじかに、あの区長からも、あの地区の方々からもそれを聞いております。最上川とちょうど合流点から古佐川に入っていくところ、あそこが一番大事だと。第1点は。

それから第2点は花ノ木橋でしたか、ちょっと名前を言って失礼ですけれども、小林さんのところから入っていく橋のちょっと下、福田さんの前、あそこが一番弱いということも聞いております。ですから、バックウォーターですね、あれは。ですから、あの一番弱いところ、そこの辺がいつ頃からなるか、まずそこをお聞きしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 事業主体は国でありますので、今示されている国の資料でしか私は申し上げることはできません。いつ頃やるのかという部分は、先ほど申し上げたとおりでございます。

古佐川のほうの合流地点から、具体的にはひなの橋、ちょうどあそこにコンビニがありますけれども、その部分までは国直轄で、左岸と右岸に分けて、左岸のほうは国のほうで、右岸のほうは県のほうというようにあるようなんですけれども、その辺も今事業の調整中の段階でございます。

そうした中で、ちょっと幅が広い話で申し訳ございませんけれども、あその古佐川における直轄事業の事業期間はいつ頃やるのかというのは、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、令和6年度から令和

9年度までということです。それ以上の詳細の部分は分かりません。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） まず、国直轄でやるということでした。これはあれですけども、やっぱり水位が上がれば必ずあそこが破れるというか、そこから入ってくるというようなことを十分町のほうでもご理解をいただき、あの場所からできれば払っていただくように、何とか町として要望をお願いしたいと思いますが、その辺はどうなんですか、町長。何とかそういう要望を。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 ピンポイントで全体の無堤防の部分の中でそこだけやっても、何というか、機能は成り立たないといえますか、そこだけをやっても、要するに押切地区の心配の解決全体にはならないんです。やはり本堤を整備して、かつバックウオーターの部分の支流のほうも一体的に進める必要があります。できるだけ早くという部分は分かりますが、あくまでも地域の方々、あとは地権者のご理解、あるいは、そういった部分の下地を整えた中で、できるだけ早く、それは国交省も同じ考えだと思います。

○漆山光春議長 「8番松田收作議員」

○8番（松田收作議員） それも分からないわけではないです。分かります。ただ、じかにあの地区の方々と話し合った結果、あそこが一番、要はあそこから来る、それから花ノ木橋でしたか、あの、なっていった、小林さんのところから入っていったところの橋。あそこのちょっと下辺りが一番バックウオーターでどんと来た。当時、ちょうど災害のあった日ですけども、私がちょっとあそこに見回りした折、何ともちょろちょろ水があれしているんで、あそこ、小林

さんという方ですけども、あその前で止まっていた途端、どんと来て、アスファルトがびょうぶのように立った、そういう光景も見ています。一番あそこは大変です。ですから、その辺は当然これからの説明会でも出ると思いますけれども、何とか早くしていただけるように、町当局のほうからもお願いを申し上げたいと思います。この件に関しては大体これぐらいにしておきます。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

最後になるかと思いますが、質問要旨の2番目に入らせていただきます。

本当に今、私自身も、こんな30年ぐらい前から話なんていうのは、本当にあまり、現執行部の方々も大体役場に入られた、あるいは職員になっただけというようなことで、そういうあれまで本当に責任というかあれを持たなきゃならない、気の毒なことだと思っております。しかし、町としては一貫性がある、きちっとしたあれをしなければならぬので、こういうことも要望しているところです。

一番、これは私の私的なことですけども、今回、反対だ、賛成だと言った方々の一番の根元は、あの……、名前ちょっと出して余りあれなので、A精工としておきますけれども、あの撤去問題だったんです。あの地区の方々と反対した方々は何かという、30年のうちに何回か要望はしているんだということは私も分かっております。

しかし、先ほどお話しいただきました、重金属や何が残っていることが判明し、その後、地中の水質調査、あるいは今ブルーシートで覆ってあれしていますけれども、そういうことは聞いております。

しかし、あの方の一番の最終的なあれは何かという、30年間でのうち、抜本的な解決

策が今まで図られなかったという、そういう不審な面がございます。これ、あの方々ときっちり話した結果ですから、間違いございません。

今回、何としても抜本的にあの土壌を持っていってもらって、そしてきっちりとしたあの開発目標にしているあそこを避難的な植栽をしてというような、そういうようなことをしていただけないかというのが、反対した方も、賛成した方々も、みんな一緒になれるんです。私はそこなんです。終わって、賛成だ反対だということではなくて、あの地区が一丸となれるような方向が一番ベストな対策だと思っております。

そういうことで、そこまで、まずあれしてもらえるのかどうか、そこから伺いたしたいと思います。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時38分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 ご質問のあった用地につきましては、町の土地開発公社で管理している土地になりますが、ご指摘の土壌の改良といいますか、入替えといいますかにつきましては、土地開発公社の理事会を今月の末に予定しておりますので、そこで審議していただく予定にしております。

○漆山光春議長 「8番松田収作議員」

○8番（松田収作議員） ありがたい質問です。ぜひ開発公社で何とか、あの地区の方々の全員が望んでいる土砂撤去、そして別な用地に使えるようになることを、まず開発公社のほうで合意していただけるように、まず切をお願いをしておきます。

この問題が解決すれば、あの仮置場でどこ

行ったなんていうことは、大体ほぼ、半分ではないな、全員のあれだと思います。先ほども申し上げました。町にむしろ旗を掲げて78人の方々があれしてデモ行進した、これが一挙に解決します。何とか、この河北町、それもあれしても駄目だったなんていうことにならないようにだけ、まず何とか慎重に皆さんで解決の方向に向かっていただきたいと思います。これさえなければ、ほとんど、あそこはたしか四十何戸だと思ったんですけれども、その方々全員ができます。賛成できます。私も反対なんかしている方とお会いしても、きっちりということだということの説明して、何とか一丸となるようにお話し申し上げます。

ちょっと前のことを言わせてもらおうと、私も一時期、開発公社の副理事長までさせていただいたんですけれども、あの問題でどうしてもものっぴきならないと思って辞めさせていただいたという経緯がございます。今度こそ、それで悩むようなことのないようにしていただきたいと思います。それはお金、予算もかかる。大変な労力もかかる。皆さんを説得するような、そういうような議論の場もある。大変なことだと思います。

しかし、大変だからといって、割るようなそういうようなことではなくて、何とかまとまる方策を考えなければならないと思っております。

若干ながら申し上げますと、今のあれについても、ウクライナなどもそうです。あれ駄目だ、駄目だ、駄目だと、ばんばん攻撃するだけではどうにもならない。何とか接点というのは必ずどこかにあると思います。国同士のあんな大きい問題にするつもりはございませんけれども、河北町の1地域の中でそういうことが起きるようでは困ったことだと思っております。私自身もそ

うということのないように、そしてまた、あの地区が河北町の大前提としている宅地団地になっていくような方向に何とかあれし
ていかなければならないと思っています。

宅地開発をし、家も建ち、人も増える。今は本当に少子高齢化で困っているときです。何とかあそこの地区がよりよく発展していくように、これを何とか望みたいと思います。それこそ北側から来る通過点なんです。いい見本を村山、それから北側の自治体からも、やっぱり河北町と言われるような、そういうあれになると思っています。そういうことも鑑みながら、今後とも何とか町当局、もちろん河北町の議会としても、私はそういういい方向になるように、今後とも議長にもお話し申し上げておきますし、そういうようにまとめていきたい、そのような考えでおります。

大変失礼なことを申し上げたかもしれませんが、しかし、あの地区を思えば、何としてもこれは避けて通れない、そういう思いで、今こうして一般質問をさせていただきました。大変なご答弁をいただきましてありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、8番松田収作議員の一般質問を終わります。

議長から申し上げます。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩とします。

休 憩 午前11時44分

再 開 午後 1時00分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、7番阿部恭平議員の一般質問を行います。

「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） それでは7番、一般質

問をいたします。

今回、大きく1点質問いたします。

質問事項の1、人口減少対策としてUターン者を増やすため、若者への就職支援についてです。2019年9月定例会での私の一般質問を踏まえて質問いたします。

私は、人口減少対策の中でも、町外へ転出した若者が河北町に戻ってきてもらうことが、特に重要だと考えております。いわゆるUターン者を増やすことが重要だと考えております。Iターン者やJターン者よりもUターン者のほうが、比較的河北町のことを好きで、知っている人が多い分、河北町に移住、定住しやすいからだと思っています。私は、コロナ禍の影響で、地方への興味、関心が高まっている今が、まさに素早く実行していくチャンスなのだと考えております。

また、移住、定住の考え方で、私は居職住ということを目指して考えております。居職住の居は、居場所の居でございます。意味は、コミュニティー、居場所、人や土地との縁やつながりでございます。職は、職業の職でございます。意味は、仕事あるいは仕事の種類など、仕事全般についてでございます。居職住の住は、住居の住でございます。意味は、住宅、住む上での環境や利便性でございます。

この河北町での居職住の指標と、河北町で暮らしたいという気持ちを足したときと、首都圏などの居職住の指標と、河北町で暮らさなくてもいいやという気持ちを足したのを比較して、後者のほうが大きいので、河北町に戻ってくる人が少ないのだと私は分析しております。

今回はその職の視点から、3点質問いたします。

また、就職というのは、転職なども含んで

の内容とご理解していただければと思います。あわせて、若者とは、大学生だけではなく、広く捉えていることも理解していただければと思います。

質問要旨の1、既存施策の効果と課題について。

2019年の一般質問において、サクラマスプロジェクト、西村山雇用対策協議会、ハローワークと連携をしながら若者の就職支援をしていく、または河北町雇用促進等補助金の活用を図っていくとのご回答、ご答弁がございました。これらの施策や、現在までの間にできた新規施策についての効果と課題をお聞きいたします。

質問要旨の2、河北町専門就職サイトの開設についてであります。

こちら2019年の一般質問において、私は、河北町の就職情報、企業等についての情報が特に必要であり、町で就職サイトを開設、運営するか民間に委託するべきだとお伝えいたしました。町としては、今後また研究をするという回答でしたが、どのような進捗状況でございますでしょうか。

質問要旨の3、就職等活動への金銭的補助について。

2019年の一般質問において、就職活動時の交通費などの補助についても検討していくとのご回答がございました。こちらも金銭的補助として、どのような検討がなされてきたのかをお聞きいたします。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 7番阿部恭平議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 7番阿部恭平議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項の人口減少対策としてUターン者

を増やすため、若者への就職支援についてお答え申し上げます。

まず1点目、既存施策の効果と課題について申し上げます。

令和元年9月の一般質問でお答えいたしましたとおり、若者の就職支援につきましては、ハローワークをはじめ西村山雇用対策協議会、県内の官民学が一体となりUターン者の受入れ体制を整えるサクラマスプロジェクト、ほかにもキャリアバンク社など民間の支援機関とも連携しながら支援を図ってまいりました。

特に、町内で新規操業した企業につきましては、個別の面談会をハローワークさがえと共同で開催したり、新規学卒者を希望する企業にはワークフェスへの参加を紹介したりするなど、連携をより深めてきたところでございます。

また、町の独自施策でございます河北町雇用促進等補助金につきましては、コロナ禍の禍中であって、令和2年度は3件にとどまりましたが、今年度は11件の事業所、14名の新卒者について活用いただき、支援を図ったところであります。その結果、実際に活用された企業の方からも好評いただいたことから、その効果は有効であると認識しております。

一方で、地域の実情として、県外からの新規学卒者を望む企業が少ないこと、また、受注減により離職者が増えていること、逆に急な受注増による人材不足への対応が難しいなど、課題として捉えているところであります。

2点目、河北町の専門就職サイトの開設でございます。

現在、本町の求職情報については、町のホームページを通して、ハローワークをはじめ、12の就職支援機関のサイトを紹介してお

ります。

また、町外から戻ってこられた方が町内の企業に就職するという点については、町外へ転出した若者が河北町に戻ってきてもらうということを第一に考えれば、就職先については、町内企業に就職していただくことができれば、これは一番よいことではございますが、Uターン者の職の選択肢を広げるという意味では、近隣市町の求人情報を提供することも必要であると考えております。

そうしたことも踏まえまして、求職者、企業の双方が、随時必要な際にハローワーク等による求人紹介を利用いただける、現在の対応に至っているということでございます。

3点目の、就職等活動への金銭的補助という点でございますが、就職活動時やインターンする際の交通費助成については、県でもUターン就職活動交通費助成事業費補助金という制度を設け、町のホームページでもこの制度を紹介しております。

コロナ禍以降、近隣市町で主催するワークフェスははじめ、ほぼ全てがリモート形式による開催となっております。そのため、前述の県補助金の今年度における活用実績も、全県で17件にとどまっているという状況であります。

県内のほかの市町でも同様の支援制度を行っておりますが、補助対象経費の基準、条件等の判断が難しいこと、また、県において同じような制度があることなどから、町独自に同様の制度を創設するという事は、現在のところでは考えておりません。

この点につきましては、町の既存の補助制度であります、例えば先ほど申し上げました河北町雇用促進等補助金等を活用して、その対象条件をUターン者まで拡大するな

ど、そうした対応で支援ができないかなど、より実効性の高い支援策について今後検討したいと考えております。

以上、お答え申し上げます。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず初めに、質問要旨の1、既存施策の効果と課題についてであります。

西村山雇用対策協議会、サクラマスプロジェクト、キャリアバンクとの連携において、具体的な連携取組とその効果はどのようになっているのかお聞きいたします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 初めにサクラマスプロジェクトでございますけれども、こちらにつきましては、山形県の高校、大学を卒業し、進学、就職のため、県外転出した若者が、山形県のシンボルの魚、サクラマスのように、海、要は県外に出て成長し、また生まれた川、山形県に戻ってこられるように、企業、自治体、教育機関、保護者が一体となって、若者がUターンしやすい環境を整えるプロジェクトとなっております。この中にUターンの条件といえますか、そのプロジェクトの中に就職というものも含まれていると考えます。

こちらにつきましては、民間企業さんが中心となって行っている事業でございます、主にサクラマスミーティングということで、行政も参加した中で、学校関係者、あとは企業も参加した中で事業を展開しているわけですが、ここ一、二年につきましては、やはりコロナの影響というところで、なかなか町としても参加できないという状

況になっております。

あと、西村山雇用対策協議会、こちらにつきましては、毎年高校の進路指導主事と企業との情報交換会や、あとはハローワークさんと合同で合同就職面談会等を行っておりました。

合同就職面談会につきましては、寒河江市の文化センターや、河北町のサハトベに花などを会場にしまして、大体40社程度の、寒河江、西村山の企業さんから集まっていたきまして、大がかりな就職面談会を行っていたところでもございました。こちらにつきましても、コロナの影響で、令和2年の11月以降ちょっと開催していないという状況でございます。

こちらの中には、先ほど言いましたハローワークさん、あとはキャリアバンクさん等も入った中で行っていくというものでございます。河北町からも毎年4社から6社程度の企業さんがそちらのほうに参加して、就職面談会に臨んでいるという状況でございます。

キャリアバンクさんにつきましては、そういったイベントをする際にご協力いただきながら、一緒にそのイベントを行っているという状況でございますけれども、先ほど来お話ししていますように、コロナ禍の影響で、なかなかイベント自体が少ないという状況でもありまして、思ったような行事ができていないという状況でございます。大体はそういった今までやってきたイベントにつきましては、ズームのような形で行っているということでございます。

ただ、近々ですと、この3月14、15日に、やっとなびウイングのほうで企業説明会というものを、ネットではなくてできるようになりつつあるなということで、今進んでいるところです。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） では、既存の西村山雇用対策協議会サクラマスプロジェクト、キャリアバンク社さんとの連携の効果のほうは分かりました。コロナ禍の影響というのももちろんあったとは思いますが、こちらは一定程度効果はあると、私も聞いております。そういった意味で、今後も継続的に、あるいはさらに改善して、こちらは町と関係機関との協力を経て続けていただければと思います。

同じく、既存施策の効果と課題についてありますが、町長答弁の中で、課題として、地域の実情として、県外からの新規学卒者を望む企業が少ないという答弁がございましたが、私は、県内外に限らず新卒者に関しては、ある程度大きい企業のみが募集しているように感じております。

一方で、私が町内の企業の方々にお話を聞いたところですが、若い経験者を望んでいるという企業が、私が話を聞いた中では多かったです。要は、新卒者ではなくて、ある業界の経験を経ている若い人を望んでいるという企業が多かったです。

そういった意味で、今現在、若い経験者や若い経験者を雇いたいと思っている企業への支援は、現在町としてあるのかどうかお聞きいたします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 具体的に申しますと、やはり就職面談会ということになるかと思えます。あとは、町長答弁にもありましたけれども、企業さんが河北町に進出してきた際や、あとは事業者さんのほうにお邪魔した際、就職のことについてお話が出た場合には、できるだけ河北町の方をお願いしたいということをお願いしているところでございます。

あとは、最後のほうで町長答弁にもありましたが、雇用促進等補助金につきまして柔軟な対応をしていきたいというところになっております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 私もまさしくそのとおりだと思っております、河北町雇用促進等補助金、こちらはまさしくもっと活用したほうがいいのではないかとということで、一つご提案させていただきます。あくまで私の提案としては、一般質問の質問事項にもありますとおり、Uターン者をいかに増やすかということに関して今回は視点を置いております。そういった意味で提案させていただきます。

今、河北町雇用促進等補助金の制度でございますけれども、ざっくり申し上げますと、河北町内に住んでいて、新卒後3年以内に河北町内の企業に就職し、6か月以上働いた者、要は働いた後に補助金を給付する仕組みになっております。

コロナ禍においてなんですけれども、やはり河北町に戻ってきたいなと思う人も、ある一定程度の人数は、私はいると思っておりますし、そういった若者が戻ってきやすくする支援も需要があると思っております。例えば、河北町雇用促進等補助金に関しましては、要件を河北町外在住、そして年齢要件を18歳から39歳の方、なおかつ河北町に移住してきてから6か月以上働いた者にすると。こういった要件の方法もあるのではないかと思っております。さらに、先ほど交通費のほうの話もありましたし、そういった要件も設けて、上乘せという形もあり得ますし、あるいは首都圏からの引っ越し代なんかもやはり高くなるでしょうから、そういった意味で、帰って来やすくするためにも引っ越し代あるいは交通費にある程

度上乘せして、こちらの河北町雇用促進等補助金を拡大といいますか、広げることが有効ではないのかなど、私自身提案させていただきますが、こちらに関して、町長、どのように思われるでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 この雇用促進等補助金につきましては、議員おっしゃりますとおり、もう少し柔軟な対応をしていきたいと考えておるところでございますけれども、どこまで柔軟にできるかと、引っ越し代まで見ることができるかというところもありますけれども、内容を精査していきたいというふうに考えおります。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ぜひそこは検討していただければと思います。

河北町の今現在の制度だけでも14名もご利用されている方がいらっしゃるということで、間違いなく町外からも戻ってきたいと思っている方はいらっしゃると思いますので、実際、今現行の制度と比較してどれぐらい上乘せするとか、そういう詳細な部分はちょっとなかなか今後の話になるかと思っておりますけれども、やはりUターン者を増やすためにも、町外の方から町内に移住してもらって就職者を増やす、そういった人口減少対策も一つあるかと思っておりますので、ぜひそこは前向きに検討していただければと思います。

次に、質問要旨の2、河北町専門就職サイトの開設についてでございます。

再質問の前に何点かご紹介させていただきます。

まず、東京の会社がコロナ禍の若者400人に就職先について重視することを調査した結果でございます。その中で、重視している点、上から5つご紹介させていただきます。

す。一番多かったのが、そのままの文言を使っています、勤めている人の雰囲気がいい。2点目が福利厚生が充実している。3点目が自分のやりたいことができる。4点目がやりがいを感じる。5つ目が給与水準が高いでございました。

次に、山形県の就職情報サイトの現状をご紹介します。前提としまして、平成28年度、山形県の事業所数は5万5,788社でありまして、河北町は962社でした。そこで、山形県就職情報サイトに昨日時点で掲載されている事業所数は526社、河北町は5社であります。また、就職サイトの最大手のリクナビさんでは、山形県が785社、河北町は11社で、うち河北町が本社になっている会社はゼロ社でありました。

次に、河北町の就職情報の現状でございます。町長答弁の中では、ハローワークのほかに12のサイトを紹介しているとありましたが、私も調べさせていただいたんですが、実際求人情報というか、そういうのが載っているのが2サイトのみでして、ほかは就職支援のような内容でした。また、ちょっとリンクが切れているものもありましたので、そこは改善していただければと思います。

ただ、残念だったのが、河北町のホームページや河北町の商工会にも、先ほど課長がちょっと答弁されましたけれども、今日14日、15日に行われるビッグウイングでの山形県企業合同説明会の広報が一切ございませんでした。

つまり、河北町就職あるいは河北町転職とかをインターネット、スマホとかで調べてもハローワークしか出てこないのが現状でありまして、河北町の企業のほとんどがホームページがない状態です。要はどういった企業か分からないと。

そんな中で、ハローワークだけでは、残念ながら文字情報だけでして、私が先ほど申し上げました5つ、若者が重視している情報がほぼ分からない状態です。福利厚生とか給与水準とかそういうのは分かりますけれども、やりがいとか、そういうことは文字情報だけではやはり分からないのが現状になっております。そして、こういった情報不足というものが、河北町、本町にいい企業があるのにUターン者が増えない、それが一因になっているんだと私は感じております。

以上を踏まえて再質問させていただきます。

町長答弁の中では、Uターン者の職の選択肢を広げる意味では、近隣市町の求人情報も提供することが必要とございました。確かに広域の必要性は分かるんですけども、では、いつになったらそれは実現できるのでしょうか。

岩手県のある自治体では、その自治体で運営しているサイトがございます、実際に。そこでは、約1,400社の企業情報を載せておりますし、インターン情報、補助金情報、合同説明会情報、求人情報も載せて運営しております。

河北町専門就職情報サイトは、実際には職業あつせんも必要となりますので、実際のところは民間に委託するべきだと私は思っておりますが、まずは河北町が河北町のために、むしろ西村山を引っ張っていくというつもりで実行していくことが大事なのではないかと思っておりますけれども、町長、いかがお考えでしょうか。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 若者の移住、定住、両面ありますけれども、とりわけUターン、今議員に取り上げていただいておりますけれども、非常に大事な視点だと思っております。

そういった中で、議員からは居、職、住という3つの視点からの取組ということでの質疑をいただいておりますけれども、やはり私としても、似た感じはあるんですけれども、1つはやっぱり暮らし。居、住というところが関わってくるかと思っておりますけれども、暮らし。そして仕事。そして結婚、子育て。こういった意味での3面からのアプローチというのがトータル的に大事ななと思っております。

そういった意味で、今企業誘致を考える上で、新しい事業所に当町に進出していただく、あるいは商工会の幹部との話の中でも、やっぱり前は仕事があれば人もそこについてくるということですが、今は非常に高齢化が進んだり、人口減少が進んでいる中で、やはり人がいないことには、やっぱりそこで仕事も成り立たないと、やっぱり人材確保というのは非常に課題だという意見を頂戴しています。

そういった意味で、町と商工会といかにしたら事業承継、今の年配の方々の熟練した技能をいかに若い世代につないでいくかということも、町内の中小企業としては大きな課題になっているというようなことも伺っています。企業訪問をしてもそうですし、商工会の幹部の方々からもそういう話になります。

それで、実は今、商工会の幹部と町の幹部とで、事務方の商工観光課も入って、定期的にいろいろ意見交換を重ねながら、いかにそこについて切り込んでいくかというようなこと、一緒に取り組んでいきましょうというようなことでちょっとご提案を申し上げ、具体的にどこから取りかかっていくかというようなことも具体的にこれから考えていこうというようなことであります。

そういった意味で、今議員のご指摘、これ

からのそういった取組のスタートを切る上で検討すべき課題として示唆をいただいたなというふうにも思っております。そういった意味で、やはり今の若い方、先ほど職場の雰囲気であるとか、あるいは福利厚生、やりたいことができるか、やりがい、給料と、ある意味でいうと、伝統的な就職概念から見ると、昔は処遇がよくてやりがいがあったというようなことがまず浮かんだわけですが、やっぱり実態として今の若い方々の価値観、こういった考え方、価値観というところにきちんと寄り添っていくことが、我々行政サイドも経営者サイドも大事なのかなと思っております。

そういった意味で、やはり若い方々、いろいろ就職あるいは転職というようなことを考える際に、節目として、卒業したとき、結婚を考えているとき、あるいは子供ができたとき、今度は育てる、育児につながる時、あるいは育児はまずやってきたんだけれども今度はよいよ小学校に入学する、こういった一つの節目というのがあると思います。そういった時期に合わせて、そういった意味でいうと企業情報、あと暮らしの情報、あと結婚、子育てに係る若い人の、若い人といっても間もなく子供が小学校に入るぐらいの年代の方も含めてということですが、そういったライフステージに合わせた形の情報発信を、やっぱりこれはサイトを設けるだけでなく、やっぱり企業の方々の参加がなければいけませんので、やっぱり先ほど申しました商工会とどういったアプローチをしていったらいいかというところの今後の話を続けていくことにしていますので、ぜひご示唆いただいた点も含めて、さらに協議を重ねて、できるところから進めていければなと思っております。

あと、その上で具体的なことについては、また商工観光課長から答弁申し上げたいと思いますけれども、私としてはそんなことを考えております。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 町長の言うとおりでございますけれども、阿部議員さんの質問の中でも、町外へ転出した若者が河北町に戻ってきてもらうことが特に重要だということでございますので、また、アンケートの中でも、自分のやりたいことができる、やりがいがあるというところから考えますと、やはり就職の選択肢につきましては、河北町から通える範囲であればたくさんあったほうが、やはりその方にとってもよりよい河北町での暮らしになるのかなと思いますので、それを考えますと、やはりハローワークさんの情報が一番情報量としては豊富なのかなと考えておりますので、今後につきましても、ハローワークさんの情報を生かしつつ、あとは、今行っております「かほくらし」での関係人口案内所が今設立になっていきますけれども、そちらのほうでも情報提供できないか、または、首都圏では山形県の東京事務所のほうにも山形県Uターン情報センターというところもありますので、そういったところとも今後は連絡を密にしながら、河北町へのUターン希望者に対する相談を受けていきたいと考えております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 町長も商工観光課長もありがとうございました。考え方は私も同じでございます、理想はもちろん河北町に住んでいる人が河北町で働いていただくというのが大前提、理想ではございます。町長がおっしゃったとおり企業誘致ももちろん私も大事だと思っておりますが、やは

り既存の企業あるいは既存のお店なんかもやはり大事になってくるところでございます。事業承継ももちろん大事ではございますが、あくまで私が今回をお伝えしたいのは、やはりUターンを重点に置いているところでございます。

企業誘致や事業承継などは、やはりどちらかといえばUターンにはあまり向いていないとか、そういった直接的なところにはなかなか結びつかないのではないかなと、基本的に個人的には思っているところでございます。そして、町長に今お答えいただきましたが、若者に寄り添っていくことが大事と、なおかつ節目に合わせてライフステージに沿った情報提供が大事だと、まさしくそのとおりでございます。

それに対して商工観光課長のほうから、ハローワークの情報を生かしつつという話もございましたが、ここはやはり私再度申し上げたいのが、今のハローワークの情報で、私が先ほど申し上げました、勤めている会社の人の雰囲気がいいとか、自分のやりたいことができるとか、やりがいを感じるとか、そういうのが分かるのかという話なんです。そこが分かるというのであれば、私も何も言いませんが、もちろんハローワークさんを何か否定するつもりはもちろんないですけれども、それはそれでももちろんちゃんとしていただいていることなので。ただ、町長あるいは商工観光課長として、ハローワークの情報だけでそれが足りるのかどうか、今現状としてどういう認識を持っているのか、もう一度お聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 議員おっしゃいますとおり、そのハローワークさんの情報だけでは、Uターンを希望している方々の、雰囲気とか、やりがい等につきましては分から

ないと思います。そのためにも就職面談会とかいうイベントといいますか、行事を行っているというものと考えております。

また、就職を本気で考えている方でしたら、やはりその企業さんのほうに電話してみるとか、そういったこともあるのかなと思います。

ただ、いずれにしましても、ほかのサイトもいろいろ見せてもらいましたけれども、どのサイトもそこまで分かるような情報は得られないのかなど。また、ほかのサイトにつきましては人材派遣会社さんの情報が特に多くて、本当の会社そのものからの求人の情報が少ないなということも感じているところでございますので、町としましては、やはりこれまでも事業等を一緒にやってきましたハローワークさんのほうとやっていきたいと考えているところでございます。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 先ほどの私の答弁をちょっと補足させていただきますけれども、具体的な求人情報であるとか、どういった具体的な仕事だとか、雇用条件であるとか、そういったものは、当然具体的なハローワークの情報というのは一番だと思いますけれども、先ほど商工会等これからいろいろ取り組んでいく中で、やはり企業として今非常に人材確保というのが課題になっております。それぞれ求める人材は異なります。

ただ、先ほど言いましたように、暮らし、そして仕事、あえて職と言わないで仕事と申し上げます。そして結婚、子育ての住む環境、そこを、具体的な求人情報からはちょっと離れますけれども、やはり町としてUターンにつながるような取組あるいは環境づくりというようなものにどう向かっているのかというようなこと。あともう一つ

は、企業としても商工会のところを通して会員、メンバーの参画を得なければならぬわけですが、こういった人材を今求めているんだとか、あるいは今こんなことに社会貢献で取り組んでいる企業なんだとか、あるいは職員、従業員の働きやすい環境づくりにこういった形で取り組んでいるんだとか、そういった、ある意味でいうと住むなら河北町、仕事をするなら河北町、河北町の企業というようなメッセージを、行政と一緒に考えていけないだろうかねと。

この4月から、男性の育児の制度的な、また充実が図られていきます。それらに対して、しっかり法律の制度が変わったからということではなくて、町として、企業として、そこに切り込んだまちづくりを進めていくんだと、事業所も取り組んでいきます、取り組んでいますというような、そういったメッセージを、行政、産業界、商工関係者、一緒になって取り組む。そういったことをぜひ事務的にも協議を重ねながら、実現に早く結びつけていきたいというようなことを今お話ししているところであります。

ハローワークでの情報提供と併せて、そういった若い方にUターンも視野に入れていただく方に、ヒット、リーチしていただけるような、これは就職サイトとか企業サイトとはちょっと違うイメージになるかどうか、まだちょっと今のところは今後詰めていかなければならないわけですが、いずれにしても、河北町、そして河北町の企業に目を向けていただけるような発信、あるいはサイトの在り方、もっとサイトとはまた違ったところから始めるのかということも含めて、ちょっと幅広に検討は具体的に進めていきたいなと思っております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ありがとうございます。

私ももちろん、町長おっしゃるとおり、暮らしとか、仕事とか、結婚、子育てとか、生活とか、総合的に考えるというのは、やっぱりもちろんそれは一番大事なことだと思っております。仕事だけではもちろん結びつきませんですし、子育て、住環境、そういったものがちゃんとリンクしているからこそ、さらにUターンのほうに力が入るのだと私も思っております。

ただ、やっぱりUターンという、仕事というふうに考えていきますと、先ほど課長から答弁ございましたけれども、就職面談会なんかハローワークさんのほうでやっているんで、それも使っていくと。あるいは、ほかのサイトを見ましたけれども、そういった情報がないというお答えもありましたけれども、そういったサイトがないからこそ、今それが求められているのではないかと私は思っております。

実際、だから大手のサイトを見るとそういう情報が載っているんですが、地方はやはりないんです、そういった情報が。あと、本気なら就職者の人が会社に電話するだろうという話もございましたけれども、なかなかそれは厳しいのかなと、正直なところ。1人が1社に対してそこまで熱意を持ってというのは、私も就職活動を経験した人間としましては、なかなかそういうのは難しいのではないかと思います。だからこそ、そういう大手のリクナビさんとかのサイトが普及しているわけですし、そういった利用をする人も多いわけですし。

そういった意味で、町長のほうでは商工会のほうと連携して協議を重ねた上で、伝える、発信するすべが必要だという話がございました。それが仕事に限らず総合的になるのか、仕事だけなのか、そういったものも検討していくということもございましたけ

れども、やはり必要ということを感じているのであれば、もうすぐにでもそこは動いたほうがいいのではないかと思います。

再三言いますけれども、就職面談会では得られない情報、そもそも就職面談会があるという情報すら伝わっていないんです、都市圏にいる人は、こっちでそれあるんだよと。先ほども言いましたけれども、河北町のホームページ、商工会のホームページを見ても、3月14日、15日にある合同就職説明会の情報すら出てこないんです。では、それで東京から戻ってこれるか、オンラインでできるかという、その情報すら得られないんで、そもそも入り口に立てていないんです。

なので、もちろん就職説明会、面談会というのは、こっちにいる人、現地山形県にいる人、町内にいる人にとってはすごく効果的だと思います、そこは。

ただ私が申し上げているのは町外、もっと言えば県外にいる人が、どうやって情報を得られるのかという話でございまして、そこはやはり正直なところ、ハローワークさんが開催している、あるいはほかの関係機関が開催している就職面談では、やはり足りないのかなと。もっと綿密な情報、何月何日に山形県のどこどこで合同説明会がありますよとか、そういった情報がないと、そもそもが河北町、山形県、近隣市町に勤めるという、戻ってくるという話にならないのではないかと考えて質問させていただいているところでございます。

今これ以上詳しく申し上げましても、なかなか難しいことだとは思いますが、そこは本当に早く、どこの町よりも、どこの自治体よりも早く、こういったことには取り組んでいただいて、そして河北町の商工会とも綿密に話をさせていただいて、もう

すぐに動けるように、コロナ禍が終わればもうすぐ、アフターコロナになればどうなるか分かりません。一気に地方に流れてくる可能性もありますし、また変わらない可能性もありますけれども、今のうちに手を打っておかないと、どんどんほかの自治体が若者を取る競争合戦に巻き込まれると思います。その中で河北町の情報が一切出てこないということになれば、それは圧倒的に不利であり、遅れを取る原因になるのかと私は思います。

こちらにも最後に意見ですけれども、やはりここの就職情報サイト、もちろん就職だけに限らず、先ほど町長も申し上げたとおり、暮らしとか、子育てとか、そういうのを総合的な情報ではもちろん、それがもちろん一番いいんですけれども、そういったものも含めて、喫緊にもうすぐにでもそこは取り組んでいただければと思います。

以上で、2点目の質問は終わらせていただきます。

最後に質問要旨の3、就職等活動への金銭的補助についてでございます。

こちらにも質問の前に1点ご紹介させていただきます。

こちらにも東京にいる若者に調査した就職活動にかかった主な費用を上から4つ挙げさせていただきます。これもコロナ禍にした調査であります。

1点目が交通費。2点目が衣服。スーツとかシャツとか靴とかそういったものです。3点目が就職関連の書籍。4点目が、びっくりするかもしれませんが、メイクです。化粧あるいはヘアメイク、そういったのを含めてです。

そして、交通費補助については、町長から答弁がございましたけれども、就職情報が得られるというのがもう基本的これ前提の

補助になるんですけれども、そもそも、コロナ禍あるいはアフターコロナで地方もオンライン面接が主流になるかどうかというのは、まだ全然分からないところがございますので、この交通費補助につきましては、もっと就職情報が出てから、得られるようになってから、あるいは今後のコロナの状況を見て、再度こちらは検討していただければと思います。

また、町長答弁の中でワークフェスなどをオンラインでしているということが答弁でございましたけれども、先ほどちょっとメイクというお話をさせていただきましたけれども、都内では、オンライン面接での見栄えをよくするためにメイクを頼む学生が出てきました。要はほかの就職の人と差をつけるため、よりよく見せるために。もっと言えば、スタジオを借りてオンライン面接もするぐらいの人も出てきました。そういったふうに私も東京の人からは聞いております。

ただ、地方においてこういったメイクに対する必要かどうかは別としまして、そういうのが必要かどうかは別としましても、今後、オンライン化に対する支援というのは検討が必要かと思えます。あるいは町内企業へのオンライン化に対応するためのセミナーの開催等、そういった支援も、要はオンライン化に対応するための支援も必要かと思えますが、こちらについてはどう思われるでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 就職面談に限らず、オンライン化というところにつきましては、今般のコロナの影響によりまして、企業に対するオンライン補助というものは県の事業としてありましたので、そちらのほうで対応した事業者はいるのかなと考えており

ます。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) オンライン化に対応した企業がということだったんですけれども、それはあくまで県の話であって、今本町ではどういった取組支援を今後検討されているのか、あるいは今現在あるのかお聞きします。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 町としましてのオンライン化をする事業への取組の支援ということになるかと思えますけれども、それにつきましては、ちょっと検討も必要なんですけれども、既存の補助制度がございます。そちらの補助制度で対応できるかどうか、ちょっと確認したいと思っております。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 補助制度で対応できるかどうかは、もちろん検討していただければと思います。

具体的に申し上げますと、企業の皆さんにお話を聞きますと、先ほど課長からもお話ありましたが、ズーム会議、オンラインで使えるようなツールなんですけれども、ズームというものがあるんですが、そもそもこういったものを知らない人がほとんどでございました。どこにそういった、何ですか、仕事として使うにしてもそうですけれども、全然そういうのをやはりまだまだ分かっていらないといえますか、ちょっと言い方がどうかちょっと分かりませんが、なかなかそういったものが、町内の企業にはまだまだ伝わっていないのかなと思っております。

オンライン化の対応をするに当たって、仕事でのもちろん移動距離がなくなるとか、様々なメリットはありますし、デメリットもあるんですけれども、そういったことす

らもまだまだ知らない企業の方々がいらっしゃると思いますので、それを町で主催しろとか、そういったふうにはもちろん申し上げませんけれども、そういった意味で、今後のオンライン化に対する金銭的な補助、そういったセミナーを設けるといっても必要になってくるのかなと思っております。

ちなみに、河北町としましては、そういった業者のほうからお声なんかとかは、何かこうオンライン化が分からないんだけどもとか、そういうお声はありましたでしょうか。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 現在のところ、特にそういった問合せ等は、町よりも、多分最初に商工会さんのほうに行くのかなと思えますけれども、そういった情報はまだ入ってきていないところでございます。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) そういったオンライン化の対応も、今後、やはり若い人に対する就職面接なんかにもやはり必要になってくるかと思えますので、本当にこの会社に行きたいんだけどコロナ禍だから行けないとか、本当にこの会社に就職したいんだけど交通費がないから行けないとか、様々な理由がありますけれども、オンライン化に対応している企業があれば、それがほぼ無料といえますか、通信費はかかりませんが、そういったふうにもなるので、今現在河北町で必要とされているかどうかは別にしましても、分からないという企業の方が多いのが現実ですので、仕事に生かすも、あるいは就職に生かすためにも、そういったオンライン化に対する補助も必要かと思えますので、ぜひそちらは検討していただければと思います。

最後に一つ指摘なんですけれども、金銭的

補助という点で、国の事業で移住支援金という制度がございます。ざっくり説明させていただきますと、東京で5年以上勤めていて、山形県の求人マッチングサイトに登録されている企業に就職し、河北町に5年以上継続して住む意思がある人が対象になります。単身で移住してくれば最大60万円、世帯で移住してくれば最大100万円の補助が出るところでございますが、このマッチングサイトに載っている河北町の企業は、何と1社のみでございました。

しかもこの移住支援金という制度そのものが、河北町のホームページに載っていないんです。厳密に言えば、移住定住サイトのちょっと分かりにくいところに載っておりまして、新着情報みたいなので何年も前の情報になっておりまして、こういった点で、そもそもやはりUターンに対する意識というか、町外からの移住者に対してのちょっと意識がなかなかうまく醸成されていないのではないかなと思っております。町の制度をもちろんPRするのは当たり前ですが、国のこういったすばらしい制度があるのにもかかわらずPRもしていない、あるいはそういった連携してPRもしていないというのは、やはりいかがなものかと思うんですけれども、こういったところも改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○漆山光春議長 「宇野まちづくり推進課長」

○宇野勝まちづくり推進課長 県の移住支援金でございますけれども、本町におきましても100万円を当初から予算化させていただいておるところです。今年度に関しまして、県全体でも15件ほどの実績だったというところでお聞きしております。

広報につきましては、我々も努力を、周知についてはしていきたいと思っております。

ただ、どこに向けて周知していくのかというところも問題があるなと思っております。例えば、首都圏における若者同士のネットワークとかそういったものがあれば、そこに向けて発信をしていけるなとか、そういったところも一つ課題なのかなと考えるので、きちんと県の制度についても広報をさせていただきたいと考えてございます。

○漆山光春議長 「佐藤商工観光課長」

○佐藤晃一商工観光課長 先ほどの発言でちょっと訂正をお願いしたいんですけれども、オンライン化の事業、補助事業につきまして県の事業というふうに申しましたけれども、こちらにつきましては町も一緒に補助する、県と町の補助事業ということになりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 宇野課長からもございましたけれども、まずはホームページのほうを直していただければと思います。まずはそこからだと思います。

宇野課長からもございましたけれども、どこに周知していくのか、そこが課題だという話ございましたので、まさしくそこが私の先ほど2点目の質問に返ってくるのだと思います。そういった情報サイトがあれば、そもそもまずは河北町の人に対しては大きく宣伝することはできますので、まずはそういったふうに情報サイトも含めて進めていただければと思います。

最後にですけれども、私のほうでは今回居職住の職について質問させていただきましたが、町長もおっしゃったとおり、私も居や住との連携が非常に大事かと思っております。最後にそういった意味で、総括的な意味で、職も、居職住全てを含めて、町長としてどのように今後進めていきたいと思っていられるのか、最後にお聞きした

と思います。

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 今、こういった施策をより実効的なものとして、制度的なアプローチとして考えていくかということは、しっかり現状、あるいは企業さんの考え方、そしてまた今の若い方の就職あるいは転職、あるいは住み替えといったものに対する価値観、あるいはニーズがあるのか、また、どこにこういった情報を求めているのか、こういったことをしっかり動向を把握する必要があると思います。

そういった意味で、こういった支援、制度的なアプローチをしていくか、検討、アプローチをしていくかということはもちろん大事ですけれども、最後のところでご指摘いただいた、それを今度は情報としていかに発信していくかということが非常にやっぱりそこは問われるのかなど。情報発信、宣伝の上手下手という以前に、しっかり前の情報も、あるいは継続している情報、そしてまた新しく今度出てくる情報、そういったものをしっかり、ホームページも含めて適切な情報発信がなされているのか、あるいはより効果的な情報発信するためには、どうやっていくのか。それはやはり、特に複数課にまたがる案件ということは十分留意していく必要があると思いますので、十分ご指摘のところはいただきながら、情報発信の担当課のほうも、一緒に連携しながら取り組んでいく必要があるなというふうに思っています。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） ありがとうございます。

本当に情報発信が大事だと思います。河北町はいい町ですし、やはりいい企業、全てが、私にとっては生まれた町ですし育った

町ですので、今後ともやはりずっと若い人もお年寄りもそうですけれども、元気で人口が多い、活気がある町にしていきたいと思っておりますので、ぜひ前向きに進めていただければと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、7番阿部恭平議員の一般質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩とします。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時10分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

次に、2番齋藤隆議員の一般質問を行います。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、3月定例会最後の一般質問を行います。

質問事項は、インボイス制度、適格請求書等保存方式の問題点についてであります。

令和元年10月から消費税が10%に引き上げられ、4年後の令和5年10月にインボイスが導入されることになっています。国税庁は昨年10月から、このインボイスを発行するための事業者登録を開始し、導入に向けた準備を始めています。

しかし、インボイスが導入されれば、これまでは消費税を納税しなくてよかった小規模の事業者に新たな負担がのしかかるなど、大きな影響が生じます。商店や町工場などの自営業者だけでなく、フリーランスで働く人たちにも影響が及びます。このままでは営業と暮らしが脅かされ、コロナ禍で受けた打撃からの回復もおぼつかなくなってしまいます。

消費税減税と併せて、インボイス導入の中止を求める運動が重要になっています。そこで、消費税の納税の仕組みとインボイス

について紹介させていただきます。

事業者が税務署に消費税を納税するときには、1、お客から受け取った消費税と、2、仕入れの際に自分が払った消費税との差額を計算して、その差額分を納税する仕組みになっています。2の部分で仕入税額控除額といいます。しかし、この計算を1年分の売上げや仕入れについて行うのは事務的にも大変なので、実際の納税方式は、次のようになっています。

まず、年間売上げが1,000万円以下の小規模な事業者については、消費税の納税が免除されているので、納税額の計算は不要です。

次に、年間売上げが5,000万円以下の場合には簡易課税という方式を選択できます。これは、2の仕入れ額控除額を実際の仕入れ額から計算するのではなく、1の消費税に業種別に定められたみなし仕入れ率、小売業は8割、製造業は7割、飲食店は6割、サービス業は5割などを乗じて計算する方式です。簡易課税を選択していない課税業者は本則課税といって、売上額と仕入れ額から納税額を計算します。税率が8%だったときは、納税額イコール売上掛ける8%マイナス仕入れ掛ける8%ですから、帳簿から年間売上額と年間仕入れ額が分かれば計算は簡単なので、そういう計算方法が行われていました。これを帳簿方式といいます。

食料品などに軽減税率が適用され、税率が複数になったため、計算が複雑になりました。とはいっても、売上げと仕入れを税率別に2つに分けて計算するだけですから、帳簿方式でも十分可能で、実際、今は事実上、帳簿方式で納税額の計算が行われています。

ところが、政府は、複数税率になると、正

しく計算されたかどうか帳簿だけではチェックできないなどということをお口に、インボイスの導入を決めたのです。

インボイスは法律上の正式名称を適格請求書といいます。特定の様式が決まっているものではなく、小売店や飲食店、タクシーなど不特定多数を相手にする場合は、これまでも客に渡していたレシートのようなものでもよいとされています。

ただ、その場合も必ず記載しなければならないのが、1、税率ごとの消費税額と、2、頭にTという文字のついた13桁の数字から成る事業者ごとの登録番号です。インボイス方式が導入されると、商品を販売したり、サービスを提供したりして消費税を受け取るたびに、相手にインボイスを渡すこととなります。そして、取引先は、納税のために仕入税額控除額を計算するときに、帳簿上の仕入れ額に税率を掛けて計算する方法ではなく、インボイスに記載された消費税額を合計する方法で計算することになります。そして、その計算が正しいことを証明する証拠として、受け取ったインボイスを7年間にわたって保存しておく必要があります。

もっとも、免税業者で消費税を納税しない場合や、簡易課税を選択している場合には、インボイスに基づいて計算する必要はありませんから、インボイスをもらう必要も保管しておく必要もないということになります。

一方、インボイスを発行した事業者の方は、税務調査があれば見せられるように、自分が発行したインボイスの控えまたはその電磁記録を7年間保存しなければなりません。これは、自分が簡易課税を選択している場合でも必要になります。販売先が消費者や免税業者、簡易業者だけの場合は、相手は

インボイスを必要としないので、必ずしも発行する必要はありません。しかし、本則課税の取引先がいればインボイスを求められます。相手によって一々区別するのは面倒なので、結局のところ、相手によらずインボイスを発行するということになる可能性が高くなります。

ところが、インボイスは誰でも勝手に発行できるわけではありません。インボイスには事業者ごとに違う登録番号を記載することが必要です。登録番号のないインボイスは偽インボイスとされ、処罰の対象となります。したがって、インボイスを発行するためには、国税庁に登録申請をして、登録業者となる必要があります。令和3年10月から登録が開始され、12月末までに個人・法人合わせて約20万事業者が、事業者というのは「者」という字を書きます、登録しています。その名簿は国税庁のホームページで公開されているので、誰でも閲覧することができます。ですから、登録していないのに適当な番号を書いたインボイスを発行したりすれば、税務署だけでなく、取引相手にもすぐ知られてしまう仕組みになっています。

インボイスを発行する必要がある事業者は、必ず登録業者にならなければなりません。改悪された消費税法では、登録事業者は免税の特例を受けられないということが定められています。年間売上げが1,000万円以下であれば免税なのですが、登録をしてしまうと、売上げがたとえ50万円とか100万円しなくても、消費税を納税しなければならないのです。このように、インボイスが導入されると、事務的な負担が増すだけでなく、金銭的にも大きな負担増が生ずることになります。

インボイス導入の影響は、どれほどの人に

及ぶのでしょうか。国政調査や法人企業統計調査などのデータから、個人・法人の事業者数を推計すると、約800万社となります。消費税の課税業者は315万社なので、残りの約480万社が免税事業者と推計されます。財務省は、このうち161万社が課税業者になるだろうと試算していますが、これは少なめの計算で、実際にはさらに多くなる可能性があります。この中には、商店や町工場などの自営業者だけでなく、農家や個人タクシー、大工の一人親方など、様々な職種の人が入ってきます。さらに、国勢調査では自営業者に分類されていない、いわゆるフリーランスの人たちも、消費税法上は、事業者ということになります。ホステスや芸能関係者、ヤクルトの配達員、電気やガスの検針員など、実際には非正規労働者と同じような勤労形態であっても、雇用契約によらない場合は労働者ではなく事業者となり、消費税課税対象となります。

フリーランスの正確な人数は不明ですが、内閣府など幾つかの機関が行った調査では400万人前後と言われていています。ただ、これらの調査はコロナ禍前のもので、コロナ禍の中で食事の配達員などのフリーランスが急増していることを考えると、実際にはもっと多くなると思われます。全国に70万人いるとされるシルバー人材センターの会員も、消費税法では事業者になってしまいます。最近増えているサラリーマンの副業も、報酬を支払う企業から見れば仕入税額控除の対象ですから、インボイスの影響を受けます。

このように、インボイス導入の影響は多くの国民に及び、1,000万円どころか、平均40万円程度といわれるシルバー人材センターの会員まで含まれます。こんな零細な事業者からも消費税を取り立てるのがインボイ

スの導入であります。

最近の政府文書を見ると、インボイス導入への事業者の不安を静めようとしている様子がうかがわれます。政府の説明は、次のようなものです。

1、インボイス導入後も経過措置があるので大丈夫だ。2、販売先が消費者や免税業者、簡易課税業者ならばインボイスは不要だ。3、インボイスが出せないからといって取引を打ち切るなどの行為は独占禁止法で規制されるから大丈夫だ等々。政府が火消しに必死になっていることは、逆に言えば、それだけインボイスが事業者にとって大きな負担をもたらすものだという証拠でもあります。

さらに言えば、政府にも誤算があったという事情があります。もともとインボイス導入を複数税率導入の4年後にしたのは、準備や制度周知の期間が必要だからというだけでなく、10%への増税による打撃が薄れたところにインボイスを導入しようという意図があったからです。10%増税の直後にコロナ禍が発生したために、日本経済は深刻な打撃を受けてしまいました。政府はコロナ禍への対策として、納税猶予の措置を実施しましたが、その実績を見ると、全体で32万件的うち25万件、猶予された税額1.5兆円のうち0.9兆円と、消費税が納税猶予の大半を占めています。消費税の猶予を受けた事業者は、経営が回復しないまま猶予期間が過ぎ、2年分の消費税をまとめて納税しなければならないような事態も生じています。コロナ禍で事業が赤字になれば、利益に応じて課税される所得税や法人税は納税しなくて済みますが、消費税は赤字でも納めなくてはなりません。しかも、税率が上がったことで納税額も増えています。

今、コロナ禍と消費税が二重の打撃となっ

て、経営を圧迫しています。オミクロン株の出現で、コロナ禍の収束の見通しがますます不透明になっています。このままでは、コロナ危機から回復できないまま、インボイスの導入を迎えることになりかねません。インボイス導入で小規模事業者の負担がさらに増えれば、倒産、廃業に追い込まれる事業者も増えるでしょう。コロナ禍からの日本経済の回復も、ますます困難になってしまいます。まさに百害あって一利なしというのがインボイス制度の実態ではないでしょうか。

以上のことを踏まえて、次の4点について質問します。

1点目は、来年10月からの導入を予定しているインボイス制度のメリットとデメリットをどう捉えているか。

2点目は、農家やシルバー人材センターの会員にも影響が及ぶことについてどう考えるか。

3点目は、広報かほく等で分かりやすい制度解説を行うべきと考えるがどうか。

4点目は、町村会を通じて国に対しインボイス制度導入の中止を求めるべきと考えるがどうか。

以上、町長の答弁を求め、再質問を留保し質問を終わります。

○漆山光春議長 2番齋藤隆議員の一般質問に対する町長の答弁を求めます。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 2番齋藤隆議員の一般質問にお答えいたします。

インボイス制度の問題点についてというお尋ねでございます。

1点目、来年10月導入を予定しているインボイス制度のメリットとデメリットをどう捉えているかという点について申し上げます。

最初に制度の概要になりますけれども、ただいまご紹介もいただきましたけれども、インボイスとは、商品ごとに消費税率と消費税額などを記した請求書のことで、適格請求書とも言われております。課税業者が税務署に納付する消費税額は、売上げに係る受け取った消費税から仕入れに係る支払った消費税を差し引いて算出いたします。この支払った分の消費税を差し引くことが仕入税額控除ですが、この仕入税額控除に係る消費税額等が明示された請求書等を保存することによって、複数税率制度の下で適正な課税を確保するための制度としてインボイスを導入するとされております。

制度のメリットということもございますけれども、この複数税率制度の下で適正な課税を確保することができるようになり、これは必要性ということにもなりますけれども、また、取引当事者間で消費税額が明確に意識され、相互牽制作用が働くことによって、事業者の納税の適正化につながることで、さらに、グローバル経済の進展に伴い、インボイス制度の導入は国際競争秩序の維持促進に役立つこと、特に、消費者が事業者を支払った消費税の一部が、納税されずに事業者の利益となってしまう益税問題の解消にもつながるなどが挙げられます。

デメリットでございますけれども、課題ということにもなるかと思えます。一番影響が出るのが消費税の免税事業者の方であり、適格請求書を発行できるのは課税事業者だけでございますので、免税事業者の方が取引から排除されてしまうことも懸念されます。また、請求書を発行する際、これまでの記載事項のほか、登録番号、消費税率ごとの消費税額を記載することになりますので、経理処理の負担が多くなるということが考えられます。

2点目、農家やシルバー人材センターの会員にも影響が及ぶことについてどうかということでございます。

このインボイス制度の導入によって、年間売上げが1,000万円以下で免税事業者となる農家にとっては、農業事業者として課税事業者になるかどうかの選択を迫られるものであり、これまでどおりの取引を行うには、課税事業者になって適格請求書等を発行できるようになる必要があります。課税事業者になることで、これまで免税事業者だったために免除されていた経理や事務処理等の様々な負担が考えられます。

一方で、JAや卸売市場などへの委託販売を活用する場合には、インボイスが免除される特例措置がありますが、直売所については免除の特例は適用されませんので、農家と直売所の間でよく話し合い、対応していただくことが必要になってくると考えます。町として、農家が継続して事業を行っていくために、県やJA等関係団体と連携しながら、農家向けの研修会を実施し、農家の方々が適切に対応できるよう努めてまいります。

また、現在の河北町シルバー人材センターでは、会員は年間売上げが1,000万円以下であることから免税事業者となっております。インボイス制度によって、派遣先から受け取る派遣料金に対する消費税から、会員に支払う配分金の消費税分を仕入税額控除として控除できなくなるため、シルバー人材センターが消費税を納税する必要が生じてまいります。その税額相当分について、会員の配分金を引き下げた場合は、会員のモチベーションの低下や退会者の続出を招きかねないとも伺っております。こういった状況の中で、シルバー人材センターに新たな財源が必要になってくるということも指

摘されております。国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中で、報酬よりも社会参加、健康維持に重きを置いた生きがい就業を行っているシルバー人材センターの会員に対して負担を強いること、また、シルバー人材センター運営に極めて大きな影響が懸念されております。

全国シルバー人材センター事業協会、そして山形県シルバー人材センター連合会、町のシルバー人材センターにおきましては、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいということから、安定的な事業運営が可能となる措置を講じていただきたいという趣旨の要望が提出されているということも承知しております。

3点目、広報かほく等で分かりやすい制度解説を行うべきと考えるがどうかという点であります。

インボイスの登録申請手続きは令和3年10月1日から始まっており、既に町内の事業者に向けて、河北町青色申告会、河北町商工会、山形県商工会連合会が主催となり、オンラインでの説明会を開催したと承知しております。

また、農業経営者に向けましては、東北農政局におきましてオンラインによる説明会を行ったというふうに承知しております。

令和5年10月1日から開始される消費税の仕入税額控除の制度であるインボイス制度の登録を受けるためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要が出てまいります。

広報かほくで制度の全てをお知らせしようとするには相当の情報がありますので、相当量の紙面を占有してしまいます。広報のほうでは概略などをお知らせしながら、制度の詳細な説明をしている国税庁のホームページ等を同時にお知らせしていきたいと

考えております。

最後の4点目でございます。町村会を通じて国に対し導入の中止を求めるべきと考えるがどうかということでございます。

1点目で申し上げましたとおり、この制度は、複数税率制度の下で適正な課税を確保するとともに、消費税制度を公平かつ透明な制度にするための制度と理解しております。国においては平成28年度の税制改正大綱におきまして、制度導入に関わる状況や取引への影響などを検証し、必要と認められるときは法制上の措置、その他必要な措置を講ずることとしているという記載もされております。

一方で、制度導入に不安や懸念の声があることも事実でございます。町といたしましては、制度導入をめぐる動向、シルバー人材センターの事業運営への影響に関わる対応の動向について注視していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○漆山光春議長 町長の答弁が終わりました。再質問に入ります。

「2番齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目の、メリット、デメリットということでもありますけれども、これは完全に徴収する側、それから払う側で、メリット、デメリットが変わってくるということです。メリットは、やっぱり徴収する側にとってはメリットあるけれども、支払う側にとってはデメリットとなると、こういう関係なのかと思います。詳しいことは最初の質問で申し上げましたので繰り返しませんけれども、いずれにしても、負担する側にとってはデメリットが大きいという、非常に事務も煩雑になるし、納める税額も大きく

なるということでありませぬ。

それから、複数税率ということでありましたけれども、これも基本的には税率を本当は一本化すればいいことですが、やっぱり業界団体などで税率を下げたいとか、そういった陳情なども含めて、政治献金も含めて、そういった働きかけをやったことで二重の税率ができてしまっているということが言えると思います。

そこで、2019年の2月26日、衆議院の財務金融委員会で日本共産党の宮本徹衆議院議員の質問に対して、財務省が試算結果を示しています。1人当たりの平均税額がどのくらいになるのかということでありませぬけれども、これによりますと、インボイス導入で新たに納税業者になる事業者の平均年間課税売上は550万円で、平均付加価値率、いわゆる総利益率を28%として計算すると、総利益は154万円になり、10%の税率だと、納税額は15.4万円になるという試算であります。

さらに政府の統計、個人企業経済調査のデータを見ると、年間売上げ550万円前後、いわゆる売上げ区分450万円から590万円の個人事業者でも、家族以外の従業員、恐らくパートとかアルバイトになると思われますけれども、平均で年間30万円程度の給与を払っていると。結局事業主の手に残る利益が120万くらいしかありません。こうした小規模な業者に15.4万円もの消費税を納めるとするのは、あまりにも酷な話であります。ですから、こうしたデメリットが非常に大きいということを私は強調したいと思っております。

さらに、2点目のシルバー人材センターに対する影響についても、シルバー人材センターに加入している会員数は、2020年、令和2年現在、全国でおよそ70万人、団体数は1,335団体、契約金は36億円、1人当たりの

平均請負高は43万4,700円となっていると。これは公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会の調べの数であります。1人当たりの年間収入が税込み43万円という零細な高齢者にも消費税の納税をせよというものであります。1人当たりの消費税の納税額は、簡易課税を選択したとしても1万9,500円になると。この納税のために税務署に事業者登録を申請して、番号付きの正規の請求書を発行。そしてそれを7年間保存する。毎年消費税の申告納税をする。恐らくシルバー人材センターから脱会する高齢者が続出するだろうと言われております。

私も河北町のシルバー人材センターに聞きましたけれども、町長答弁にあったような全国のシルバー人材センターの……令和2年7月30日に行われた令和2年度公益社団法人全国シルバー人材センターの事業協会、令和2年度の定時総会で、人生100年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望というところで、いろんな要望を上げた末に、最後に、また、令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が極めて大きいことから、安定的な事業運営が可能となる措置を要望いたしますというような、町長答弁にもありましたけれども、そういった政府に対して要望していると。決して中止というようなことは言っていないわけです。それで、この経過を見守りたいということでありました。

そこで3点目ですけれども、広報かほくで分かりやすく制度解説を行うということに対しては、分量が多過ぎるので概略を記載したいということでありました。ホームページにつながるようなものをつくるということですので、できるだけ早く、やっぱり

周知していただきたいと思います。

なかなかマスコミなどでも、こういった広報というのはやられていないと。いよいよ直前になって、消費税の増税のときもそうでしたけれども、直前になって報道するというようなことがありますので、まずはこの制度をしっかりと知ってもらおうと。それぞれに判断してもらおうということで、ぜひ、答弁にありましたけれども、かほくで取り上げるということでしたので、いつ頃取り上げるのかかと。できるだけ早いほうがいいんですけども、考えているのか、ちょっとお聞きします。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 広報かほくのほうにできるだけ早くというご意見ありましたけれども、まだやっぱり状況を見ますと、インボイスの影響がどのくらいあるかなかなか、身近にない状況にまだあるのかなと何となく感じてはおります。だからあまり早くても、それが自分の身にどうなのかというところが意外と分からないのかなということもありますし、広報かほくに上げるいろんな記事の都合もありますので、時期についてはちょっと考慮して検討させていただきたいと思います。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） やっぱり制度そのものが知られていないわけです。ですから自分にとってどうかということも含めて、一つの方法として、早めに提供するというのが私は筋なのかなと思いますけれども、いかがですか。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 まずは、広報かほくもそうですけれども、ホームペ

ージにその情報を載せるというか、概略を説明して、国税庁のホームページとかにリンクするということはそんなに時間かからなくできるかと思いますので、まずはそちらのほうからやっつけていければなと思います。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） ホームページを見られる環境にある人はいいんですけれども、なかなかそうでない方も、特にシルバーの会員の方なんかでは、最近ではパソコンなんかを使う人も増えていますが、やはり紙の媒体で情報を得るのが一番分かりやすいのかなと思いますので、分量は限られると思いますので、ぜひ早いうちに情報提供をお願いしたいなど、それでそれぞれで判断していただくということで、ぜひこれは早めの取上げ方をさせていただきたいと思います。

ちなみに、前に住宅用火災警報器を取り上げたところ、広報かほくの昨年12月15日号でしっかりと分かりやすい記事を取り上げていただきました。ああいった感じで、2ページまで使うのかどうか分かりませんが、しっかりと分かるように情報提供をしていただきたいと思います。

さらに、今全国的にもインボイス制度に対しての運動が起こっております。インボイス制度の問題点や狙いが明らかになるにつれて、実施中止、延期を求める声が高まっています。

業界団体では日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、公益財団法人公益法人会、全建総連、中小企業家同友会など幅広い団体が実施の延期、凍結、中止、見直しを求めています。日本税理士会連合会、全国青年税理士連盟、全国青色申告会総連合、税経新人会全国協議会など、税金の専門家からも声が上がって、現行の区分記載請求書

等保存方式で十分対応できる、東京税理士会との指摘もされております。

さらに昨年の第49回総選挙では、立憲民主党は延期、日本共産党は中止、国民民主党は導入しない、れいわ新選組は廃止など、各党がインボイス制度を取り上げ、政策に掲げております。

ですから、こういった多くの団体が延期や中止を求めて運動して、こういった署名なども行われております。

それで、例えば消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書。これは大津市議会が出した意見書であります。これでは、2019年10月の消費税率10%の引上げに合わせて、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入され、2021年10月から課税事業者登録が始められた。しかし、日本商工会議所は全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体、個人から制度の廃止や実施延期を求める声が上がっているということで、云々ずっと書いてありまして、よって国及び政府においては中小企業や個人事業主の事業継続と再生、ひいては日本経済振興のために、2021年10月からの消費税インボイス制度の、2023年ですね、インボイス制度の実施を中止することを強く求めるということで、令和3年の7月2日に議決されています。

このように、全国の議会でも、こういった国に対して意見書が上がっていると。最後の、町村会を通して国に対して導入の中止を求めるべきではないかということでありましたけれども、まずは動向を注視してということで、答弁でありましたけれども、やはりこれは知れば知るほど事業者にとっては苛酷な制度だなということが分かるかと思えます。

しかも狙いは、行く行くは現在の10%の消費税をヨーロッパ並みの20%に上げていく、こういった狙いがあるわけでありまして。ですから、今ここで中止させないと大変なことになると私は思っています。

そういった意味で、ぜひ町村会を通して中止あるいは延期の声を上げるべきかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○漆山光春議長 「牧野政策推進監兼企画財政課長」

○牧野隆博政策推進監兼企画財政課長 インボイス制度、このたび一般質問を受けまして、大分私調べさせていただきました。

一番大きい問題は、消費税を負担しているのは、納税しているのは一般の消費者なわけです。それが多段階に課税になって、いろんな業者さんがその分を納税するという形なわけです。その私たち一般消費者が払っている消費税が納められない免税事業者が中に存在しているわけです。免税事業者の人はその消費税を自分たちの資金運用に使っているわけですから。それをインボイスによってちゃんと払ってもらおうという制度だと思えますけれども、消費税率が3%ぐらいの時代はそんなに額が大きくなかったのよかったですと思えますけれども、10%となってくるとかなりの額になってきたわけですから。それが免税として、何というか、手元に残るような形になってはおかしいのではないかとこのところが一番問題になったので、インボイスを導入するというのが先に決められていたというものではないかなと思えます。それによって零細事業者が大きな影響を受けることも当然分かりますので、そういったところの動向を、町長答弁にもありましたように、注視していくのが必要なのかなと、まずは思えます。

○漆山光春議長 「齋藤隆議員」

○2番（齋藤隆議員） よく言われる益税です。

免税業者は消費税をもらったんだから、それを自分の益税にしているということですが、これを自分の益税にしているということですが、けれども、実はこれは成り立たないということは証明されているわけであります。

そもそも免税点という制度を考えたのは政府ですから、それを途中から消費税の税率が3%、5%、8%、そして10%に上がってきた中で幅広くやっぱり消費税を取ろうというのが狙いなわけです。益税という攻撃も含めてくまなく徴収しようということが狙いなんです、要は。ですから、本当に取られるほうにとっては、支払うほうにとっては苛酷な税金だということであります。ですから、そもそも消費税をなくてもいいようなやっぱり世の中にしなければいけないのかなと思います。

では、それができるのかどうかということでありますけれども、日本共産党は以前から、消費税をまずは5%に引き下げると。さらに、大企業や富裕層の優遇の不公正税制を是正するということでもあります。

例えば消費税。一般の中小企業の皆さんは払っているわけでありましてけれども、大企業、トヨタとかキヤノンなんかは海外に輸出しているということで、輸出分の消費税を払い戻すということで逆に返ってくると、消費税分が懐に入ってくるわけです。ですからこういった大企業にとっては、消費税が上がれば上がるほど利益につながる。トヨタのお膝元の豊田税務署は赤字だそうです。入ってくるほうよりも出るほうが多いと、こういう状況なんです。ですから、こういったところにメスを向けない限り、消費税はますます上がっていくし、今ここで中止させないととんでもないことになっていく。ただでさえ今は物価が上がって大変な状況の中で、消費税税率がさらに上がる

となれば、大変な生活難になってしまうと思います。

ですから、その引き金、インボイス制度を一旦導入してしまうと自由に税率も変えられるし、政府の思いどおり、打ち出の小づちと申しますか、そういう状況になってしまうと。貧富の格差がますます広がっていくということで、本当に底辺の人にとっては過酷な制度なんだということをしっかり分かっていたいただきたいし、今回はこういう制度であるということをおの立場から申し上げましたけれども、しっかりと皆さんも勉強してもらって、やっぱり問題点をしっかり捉えて、今年夏に参議院選挙がありますので、そういった考え方、やっぱり反対の意思を選挙で表していただきたいということをおの立場から申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○漆山光春議長 以上で、2番齋藤隆議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

議長から申し上げます。

議第11号令和4年度河北町一般会計予算について、ミスプリントがありました。これを訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 今議長からございましたとおり、議第11号令和4年度河北町一般会計予算に関しまして、予算書の訂正をお願いするものでございます。

141ページからの給与費明細書中、職員手当の額に誤りがありましたので、当該箇所と合計比較等の関係部分の訂正をお願いするものでございます。

141ページをお開きいただきたいと思っております。

表中、2の一般職（1）の総括の上段の表

中、本年度の欄におきまして、給与費のうち、職員手当 4 億 2,863 万 3,000 円とありますのを 4 億 3,633 万、436033 に、同じくその合計であります、10 億 9,400、109 万円とありますのを 11 億 159 万円、1101590 に、合計でありますけれども、12 億 8,709 万 2,000 円とありますのを 12 億 9,530 万 2,000 円、1295302 に訂正するものであります。

また、比較の欄がございますけれども、その欄の給与費のうち職員手当、三角、マイナスでありますけれども、1,798 万 7,000 円とありますのを、三角の 1,058 万 7,000 円、三角の 10587 に。同じく合計でありますけれども、三角 1,035 万 1,000 円とありますのを、三角の 295 万 1,000 円、三角 2951 に。合計であります三角 1,254 万円とありますのを三角 514 万円、三角の 5140 に訂正するものであります。

その下段の表中でありますけれども、職員手当の内訳のうち、本年度の欄につきまして、時間外勤務手当 4,629 万円とありますのを 5,369 万円、53690 に訂正するものであります。ここの訂正が要因となっております。

同じく、比較の欄におきまして、時間外手当、三角 521 万 2,000 円とありますのを 218 万 8,000 円、2188 に訂正するものであります。

続いて 142 ページをお願いいたします。

アの会計年度任用職員以外の職員の上段の表中、本年度の欄におきまして、給与費のうち職員手当、4 億 1,491 万 2,000 円とありますのを 4 億 2,231 万 2,000 円、422312 に。同じく、計 9 億 5,704 万 1,000 円とありますのを、9 億 6,444 万 1,000 円、964441 に……。

○漆山光春議長 暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 0 0 分

再 開 午後 3 時 0 1 分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 では、142 ページの最初から、すみません、申し上げ

たいと思います。

アの会計年度任用職員以外の職員の上段の表中でありますけれども、本年度におきまして、給与費のうち職員手当 4 億 1,491 万 2,000 円とありますのを 4 億 2,231 万 2,000 円、422312 に、同じく、計 9 億 5,704 万 1,000 円とありますのを 9 億 6,444 万 1,000 円、964441 に、合計であります、11 億 2,822 万 1,000 円とありますのを 11 億 3,562 万 1,000 円、1135621 に訂正するものであります。

比較の欄についてでありますけれども、給与費のうち職員手当三角 1,910 万 8,000 円とありますのを三角 1,170 万 8,000 円、11708 と、同じく合計でありますけれども、三角 1,939 万 8,000 円とありますのを三角 1,199 万 8,000 円と、同じく合計でありますけれども、三角 2,321 万 7,000 円とあるのを三角 1,581 万 7,000 円、三角 15817 と訂正するものであります。

さらに、下段の表中、職員手当の内訳のうち本年度欄でありますけれども、時間外勤務手当 4,629 万円とありますのを 5,369 万円、53690 に、同じく比較の欄について、時間外勤務手当三角 521 万 2,000 円とあるのを 218 万 8,000 円、2188 と訂正するものであります。

最後に、143 ページでございます。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細の表中、職員手当の欄について、増減額三角 1,798 万 7,000 円とありますのを三角 1,058 万 7,000 円、三角 10587 に、増減事由別内訳、その他増減分、三角 1,798 万 7,000 円とありますのを三角 1,058 万 7,000 円、三角の 10587 に訂正するものであります。

同じく 151 ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について訂正をお願い

するものであります。

区分の1の普通債、左から3列目にありますけれども、その前年度末現在高見込額36億1,165万8,000円を48億8,695万8,000円、4886958に、当該年度末現在高見込みであります。こちらのほうの35億4,743万4,000円を48億2,273万4,000円、4822734に、同じく区分(1)の総務の前年度末現在高見込み、右から3列目でございますけれども、そちらのほうを11億389万9,000円を23億7,919万9,000円、2379199に、同じく当該年度末現在高見込みにつきまして、11億9,613万8,000円を24億7,143万8,000円、2471438に、(「静粛にお願いします」の声あり)区分合計でありますけれども、一番下の行になります。前年度末現在高見込額71億651万3,000円を83億8,181万3,000円、8381813に、当該年度末現在高見込み、右端でありますけれども、68億5,517万5,000円を81億3,047万5,000円、8130475に訂正をお願いするものでございます。

なお、許可をいただければ、訂正のシールを貼らせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○漆山光春議長 議第11号令和4年度河北町一般会計予算について、ただいま説明がありましたとおり、訂正されたものを議案とすることについて異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議第11号令和4年度河北町一般会計予算について、訂正されたものを議案とすることに決定しました。

ここで、訂正しますので、議案書を机の上に置いてくださるようお願いします。

ここで、3時30分まで休憩します。

休 憩 午後3時08分

再 開 午後3時29分

○漆山光春議長 休憩を解いて再開します。

ここで、河内副町長から発言したい旨の申出がありますので、これを許可します。

「河内副町長」

○河内耕治副町長 先ほどは予算書の訂正ということでご了承いただき、誠にありがとうございました。

今後このようなことがないように、さらにチェック体制を強化してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。どうも申し訳ございませんでした。

○漆山光春議長 日程第2、議案の審議、採決を行います。

議事の都合上、令和4年度当初予算に関する議案について先議します。

最初に、議第19号河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 それでは、議第19号河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、行政不服申立ての審査に関し、行政不服審査会に係る事項について山形県に委託するため、県との間に締結する規約を制定するものであります。

第1条は、事務委託の範囲として、行政不服審査法第81条第1項に規定する行政不服審査会に係る事項とするものであります。

第2条は、委託事務の管理及び執行については、県の条例及び規則等によることとす

るものであります。

第3条は、委託事務の管理及び執行に要する経費について定めるものであります。

第4条は、条例等制定並びに改廃の場合の措置について定めるものであります。

第5条は、その他必要な事項について定めるものであります。

なお、この規約については、その施行日を令和4年4月1日としているところであります。

以上よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第19号河北町と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約の制定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第21号河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第21号河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、行政不服申立ての審査に関し、行政不服審査法第81条第1項に規定する行政不服審査会に係る事項を処理する事務を県に委託することに伴い、関係条例を一部改正するものであります。

第1条は、河北町行政不服審査法施行条例の一部改正であります。

同条例中、第1条で定める趣旨について、審査会に関する条文を削除するものであります。また、これに関し、行政不服審査会について定める第3条から第9条までを削除するものであります。

手数料について定める第10条を第3条とし、同じく、河北町行政不服審査会に係る手数料について定める第11条を削除するものであります。

また、第12条に定める委任について、第4条とするものであります。

第2条は、河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正であります。

同条例中、第7条で定める非常勤の職員に対する報酬の額に関し、その額を定める別表第3から行政不服審査会委員に係るものを削除するものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和4年4月1日としているところであります。

以上よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の

起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第21号河北町行政不服審査会事務の委託に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 議第23号河北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、新しい職を設置することにより、事務事業の推進体制の強化を図るため制定するものであります。

条例中、第6条給料表に関連し、分類の基準となるべき職務の内容を定める別表第2、等級別基準職務表について、4級に主査職を加えるものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(7番通告あり)

7番。落ちありませんか。

「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) 1点質問いたします。

委員会のときにお聞きしたんですが明確な答えがありませんでしたので、お聞きします。

主査というものを新たに設けるということでしたけれども、想定される人数は何名で

しょうか。

以上です。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 人数につきましては、現在総括主任というところに属している職員ということが第一義になるかと思えますけれども、その職の任用につきましては、能力や実績を勘案した場合の発令ということになっておりますので、そういった意味で対象人数というようなことでは、なかなか何人というような正確な数字は申し上げられないということでありま

○漆山光春議長 「森谷町長」

○森谷俊雄町長 人数とか、人数ありきで設置する職ではございません。組織と人事の検討の中で位置づけられるものであって、それは人事の中でご説明申し上げたいと、説明というか、人事の中に反映されるということでご承知いただきたいと思ひます。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番(阿部恭平議員) そうすると、実際等級が上がる人も出てくるかと思うんですけども、そういった場合、予算、要は人件費のほうに関係してくると思うんですが、そういった意味で、人数が決められないというのは、これは大丈夫なんでしょうか。

○漆山光春議長 「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩防災・危機管理監兼総務課長 人件費との関連でありますけれども、そちらにつきましては、4月1日に人事異動がございます。通例ですと6月に人事異動に伴うものを各目ごとに精算いたしまして、改めてお出しするわけでありまして、そこも含んでお出しするというようなことでもありますので、そちらのほうで示されるといい

ますか、額的には人件費の増減が示される
というようなことであります。

○漆山光春議長 「7番阿部恭平議員」

○7番（阿部恭平議員） 分かりました。

○漆山光春議長 以上で、7番阿部恭平議員の質
疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の
起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第23号河北町一般職の職員の給
与に関する条例の一部を改正する条例の制
定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第24号河北町道路占
用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 議第24号河北町道路占
用料徴収条例の一部を改正する条例の制定
についてご説明申し上げます。

令和2年4月の道路法施行令の改正におい
て、近年の地価水準の変動などを踏まえた
道路占用料の見直しが行われ、また、山形
県におきましても、山形県道路占用料徴収
条例の一部を改正する条例が令和3年4月
に施行され、国に準ずる見直しがなされた
ことから、これらに準じ、占用料の額につ
いて条例の一部を改正する必要があるの
で、別表の区分に示すとおり改正を行う
ものです。

なお、附則として、本条例は令和4年4月
1日から施行するものです。

以上よろしくお願ひいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。
質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「11番」の声あり）

11番。落ちありませんか。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 占用料ということで
お伺ひいたします。

改正後の金額を見ると、広告塔あるいは看
板など値上げになっていない部分がありま
す。先ほどの説明では、法律等の改正によ
り改正ということでした。根拠となる法律
の改正の中にこういう改正になっていない
占用料という町の占用料については、今回
の法律の改正には含まれていないから上げ
られないのか、あるいは広告塔など契約上、
上げることができないのか。そこら辺、ち
よっと考え方の区分をお願いしたいと思います。

○漆山光春議長 「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 あくまでも上位にある
のが県のほうの占用料と同額でということ
で、実質は山形県のほうの等級区分が3つ
に分けられておりまして、河北町におきま
しては、第2級地というようなことになっ
ております。西村山地域では寒河江市と河
北町がそれに該当するもので、それ以外は
3級地ということでまた別にあるわけでは
ありません。

今、広告塔等の話がありましたけれども、
こちらに関しては、これまでどおりの同額
でということ、県のほうの額のほうの現
行の見直しに準じて今回改正には至って
いないという状況で、あくまでも国に準
じた中で、町のほうはこれまでずっと
占用料の改定については動いてきたとい
うことで、ご理解いただきたいと思いま
す。

○漆山光春議長 「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 終わります。

○漆山光春議長 以上で、11番石垣光洋議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第24号河北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第25号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「須藤都市整備課長」

○須藤俊一都市整備課長 議第25号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例改正は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、都市公園使用料は河北町道路占用料徴収条例に準じていることから、使用料の額について条例の一部を改正する必要があるため、別表第2の区分に示すとおり改正を行うものです。

なお、附則として、本条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上よろしくお願ひします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第25号河北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第26号消防団員の出勤報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当主幹の説明を求めます。

「真木総務課主幹」

○真木秀章総務課主幹 議第26号消防団員の出勤報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、消防団員の出勤、訓練、その他の活動の実態に応じた報酬等の見直しにより処遇改善を図るため、関係条例を一部改正するものであります。

第1条は、河北町消防団条例の一部改正であります。

同条例中、第9条で定める報酬及び費用弁償等について、改正後の第9条では、年額報酬、及び新たに創設する出勤報酬に関して定め、同じく第10条では費用弁償について定めるものであります。

第2条は、河北町特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正であります。

同条例中、第7条で定める非常勤の職員に対する報酬の額に関し、その額を定める別表第3から消防団員に係るものを削除するものでございます。

なお、この条例につきましても、その施行日を令和4年4月1日としているところで

あります。

以上よろしく申し上げます。

○**漆山光春議長** 担当主幹の説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑の通告を求めます。

(10番通告あり)

10番。

「10番木村章一議員」

○**10番(木村章一議員)** 議第26号で消防団員の報酬等について、報酬にするというようなこともありまして、支払いの仕方なども変えるということで、大いなる前進であります。消防庁が示した目安よりも金額が低いという点があります。消防団の幹部の方々と協議した結果、備品整備などを優先させたいので、その分を回すといえますか、そんなこともあるようですが、そういった整備が進んだ場合にさらなる見直しがあるということを含んだ条例案といえますか、そういう認識でいいのかどうか、お聞きしておきたい。いかがでしょうか。

○**漆山光春議長** 「真木総務課主幹」

○**真木秀章総務課主幹** 議員ご質問いただきましたように、これまでの報酬の在り方の管理の中で、一方で消防団の装備の部分についても充実を図るという部分を並行して行ってきたということは事実でございます。

今後のことでございますが、装備品の充実もそうですし、あとは、これはちょっと当初予算の話になってしまっていて、今ちょっと私も分からないんですけども、新年度から、自家用車で現場に出動せざるを得ない消防団員につきまして、万が一の事故が起きたときにはこれを保障するという新しい保険制度に入るような考えも持っております。そういった報酬だけではない部分での処遇改善というものも引き続き考えながら、併せて時期を見て適正な報酬額という

ものも引き続き検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○**漆山光春議長** 「10番木村章一議員」

○**10番(木村章一議員)** 分かりました。終わります。

○**漆山光春議長** 以上で10番木村章一議員の質疑を終わります。

以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第26号消防団員の出勤報酬の創設に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については、原案のとおり可決しました。

○**漆山光春議長** 次に、議事の都合上、議第11号令和4年度河北町一般会計予算について、議第12号令和4年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第13号令和4年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第14号令和4年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について、議第15号令和4年度河北町公共下水道事業特別会計予算について、議第16号令和4年度河北町介護保険特別会計予算について、議第17号令和4年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第18号令和4年度河北町水道事業会計予算について、以上8議案を一括議題とします。

○**漆山光春議長** 日程第3、予算審査特別委員会の設置構成及び予算議案の特別委員会付託であります。

お諮りします。

ただいま議題に供しました議第11号から議第18号までの8議案については、議長を除く

全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議第11号から議第18号までの議案については、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

予算審査特別委員会が終了するまで、本会議を休会したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会が終了するまで本会議を休会することに決定しました。

これにて本会議を休会とします。

午後3時50分 休 会